

令和3年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月10日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
5番 村田 徹也 君	9
4番 野原 隆男 君	20
8番 新井 利朗 君	24
7番 大島 瑠美子 君	29
○町長提出議案の報告及び一括上程	35
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	35
・議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第37号 長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第38号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第41号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第7号)	

○議案第 4 3 号の説明、質疑、討論、採決	5 5
・議案第 4 3 号 令和 3 年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 4 4 号の説明、質疑、討論、採決	5 6
・議案第 4 4 号 令和 3 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 4 5 号の説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 4 5 号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第 4 6 号の説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議員派遣の件	5 9
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	5 9
○字句の整理	5 9
○町長挨拶	6 0
○閉 会	6 0

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第115号

令和3年第6回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年12月3日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和3年12月10日(金)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	大	島	瑠	美	子	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

令和3年第6回長瀬町議会定例会 第1日

令和3年12月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 4番 野 原 隆 男 君
 - 8番 新 井 利 朗 君
 - 7番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員派遣の件
- 1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	村田光正君	2番	板谷定美君
3番	井上悟史君	4番	野原隆男君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	大島瑠美子君	8番	新井利朗君
9番	染野光谷君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会管理者兼計 会務税務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	玉川真君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	相馬孝好君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君		

事務局職員出席者

事務局長	枋原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和 3 年第 6 回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 6 回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（板谷定美君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第 121 条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（板谷定美君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、第 4 回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきまして、ご報告いたします。

9 月 30 日、秩父市役所で秩父地域議長会定例会が開催され、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

10 月 21 日、知事公館で人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会第 21 回埼玉県要請行動があり、出席いたしました。

10 月 25 日、埼玉県庁で秩父地域基幹道路建設促進議員連盟・水と森林を守る秩父地域議員連盟の県要望があり、出席いたしました。

10 月 29 日、秩父市役所で第 48 回秩父定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

11 月 2 日、横瀬町役場で秩父町村議員クラブ役員代表者会議が開催され、出席いたしました。

11 月 10 日、旧新井家住宅等で知事のふれあい訪問があり、出席いたしました。

同日、皆野町文化会館で優良従業員表彰式が開催され、出席いたしました。

11 月 17 日に、秩父市役所で第 75 回全国植樹祭埼玉県開催秩父地域誘致推進委員会第 1 回委員会が開催され、出席いたしました。

11 月 19 日、ロイヤルパインズホテル浦和で地方行政懇談会が開催され、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

8番、新井利朗議員。

○8番（新井利朗君） おはようございます。

秩父広域市町村圏組合議会第3回定例会関係について、ご報告申し上げます。

11月12日、全員協議会が開催され、定例会の議会運営等について話し合われました。

続きまして、11月19日、秩父市議会議場をお借りしての定例会が開催されました。一般質問は一人でしましたが、議案としては執行部から管理者提案が6本ございました。

1つ目は、令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。これにつきましては、総員賛成で認定されております。

次に、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、これは一部国の法律が変わったり何かしているところではありますが、そういう影響を受けての改正でございます。これも総員起立でございます。

続きまして、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは人事院勧告に基づくことでの改正でございます。総員起立で賛成されております。

次に、水道事業給水条例の一部を改正する条例が改正されました。これは電子マネーの納付が可能になるようにというふうなことでの改正等でございます。総員起立で賛成でございます。

続きまして、一般会計補正予算（第1回）が上程されまして、これは繰越金の補正とか補助金の確定とかというようなものでありましたが、これも総員起立で賛成でございます。

もう一つ、水道事業会計補正予算（第2回）、これにつきましては事業の追加等に係る補正でございます。

以上が議案として管理者から提出されたもので、総員起立で全て成立しております。

あともう一つ、委員会提出議案というのがありまして、これは昭和45年に秩父広域市町村圏組合が発足して、それ以来ずっと続けてこられました議会傍聴規則というのがあったのですが、これが非常に昔のいかめしい表現であるというようなこともあったり、文言が最近ふさわしくない文言であるというようなこともあったりして検討を重ねてきた結果、委員会から成案ができて、秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の全部を改正する規則ということが上程され、これも総員賛成で成立しております。

以上、広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

4番、野原隆男議員。

○4番（野原隆男君） 皆さん、おはようございます。皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和3年第2回皆野・長瀬下水道組合議会が令和3年9月22日に行われ、大島瑠美子議員と野口健二議員、井上悟史議員とともに出席いたしました。

本定例会におきましては、令和2年度決算の認定3件、令和3年度補正予算3件の計6議案が提出され、慎重審議の結果、全て議案どおり認定または可決されました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告といたします。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から令和3年9月から令和3年11月における例月出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

12月定例会開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第6回12月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、ご出席を賜り開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、10月31日に行われました衆議院議員総選挙では、与党が過半数を超える議席を確保し、11月10日の特別国会において第2次岸田内閣が発足いたしました。12月6日に召集された臨時国会では、新型コロナウイルスの影響を受けた人などへの支援策を盛り込んだ経済対策の裏づけとして、補正予算としては過去最大規模の予算案が提出されました。

町としましても、この補正予算に基づく国の施策に注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経済活動の活性化等、山積している課題の解決に向け、今後の町政運営や令和4年度予算編成等に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が顕著に減少し医療体制の負荷も改善傾向にあることから、9月30日をもって緊急事態宣言は全国一斉に解除となりました。

町としましても、9月下旬から新規感染者は確認されていない状況ではございますが、南アフリカなど、確認された新たな変異株、オミクロン株の感染が欧州を中心に拡大しており、第6波到来が大変心配されるところでございます。皆様におかれましても、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、ここで9月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月1日に、株式会社南建設と災害時における無人航空機における活動協力に関する協定を締結いたしました。この協定は、災害発生時におけるドローンによる情報収集活動に関することや、平常時におけるドローン操縦訓練場所として町総合グラウンドの提供に関する事など、両者の連携による災害対策を目的としております。

10月31日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。新型コロナウイルス感染拡大の観点から、今年度も例年とは異なり消防団員によるポンプ操法や放水演習等は行わず、部隊点検及び器具点検と表彰式のみの実施となりましたが、消防団員のきびきびとした姿を見て、改めて不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

また、11月28日には、町防災訓練を実施いたしました。第1部では、災害時初動対応訓練として地震発生を想定した情報伝達訓練を行い、第2部では秩父消防署、陸上自衛隊、協定締結事業所などのご協力をいただき、防災関係の展示等を行いました。議員各位には、お忙しい中、消防団特別点検及び町防災訓練を御覧いただき、誠にありがとうございました。

11月24日には、町の表彰規程に基づく自治功勞表彰を行いました。長年にわたり各種委員等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方、また多額の寄附をお寄せいただいた方など、13名の方

を表彰させていただきました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。

長瀬町でのスタートアップ支援事業として、1社最大500万円を事業採択者に補助するながとろビジネスコンペティションを開催しました。町内外26社の応募の中から、コーヒーやスイーツ、アスレチック倉庫、コミュニティビジネス、脱炭素促進など、個性豊かな6業者が採択され、10月13日には採択決定通知書交付式が行われました。採択となった事業については、町がサポートを行いつつ、各自で事業化に向けて準備を進めていただきます。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナワクチン接種についてでございますが、対象者の約86%の方が2回目の接種を終えております。今後は、追加接種、3回目接種を医療従事者から開始し、一般町民の方の接種は来年2月下旬以降となる予定でございます。接種が円滑に進むよう、引き続き取り組んでまいります。

また、例年10月に開催しております長瀬町敬老会、高齢者の集いにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度と同様式典等の開催を中止し、慶事該当者、個人のお祝い、328名、結婚のお祝い、30組に対して記念品の贈呈を行いました。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

11月13日の土曜日、長瀬駅前広場において、町主催によります長瀬観光農産物PRキャンペーンを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、また紅葉シーズンということもあり、多くの観光客の皆様が長瀬を訪れていただき、用意した農産物もほぼ完売するなど、大盛況のうちにキャンペーンを終了することができました。農産物を出品していただきました農業従事者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、11月1日から11月30日までの1か月間、観光協会主催によります長瀬紅葉まつりが行われ、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施することができなかつたライトアップも、11月12日から11月23日までの間、月の石もみじ公園をはじめ、宝登山神社や自然の博物館で実施していただきました。また、今年新たな取組として、月の石もみじ公園と宝登山神社に竹あかりの飾りつけを実施させていただきました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の一部改正案や補正予算案など、合わせて11議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

4番 野原隆男君

5番 村田徹也君

6番 野口健二君

以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間になりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よくできるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 議長、マスクを取らせていただきます。

○議長（板谷定美君） はい。

○5番（村田徹也君） それでは、公有地と公共施設の維持管理について、町長に質問します。

当町では、公共施設等の土地借上料として多くの公費を支払っている反面、有効活用されていない公有地があり、その土地の維持管理にも公費を割いています。無理、無駄を省いた行政を執行するということ踏まえた上で、公有地の有効活用と公共施設の維持管理の見直しという観点から、次のことについて伺います。

1、公有財産のうち、宅地以外のその他の土地の内訳と活用状況について。

2、公共施設長寿命化計画や公共施設等総合管理計画には、公共施設の維持に今後多額の費用が見込ま

れているとされていますが、施設の統廃合の検討について。

3、公有財産の今後の活用が効率的かつ計画的に行われるよう、売却や賃借を見直すことについて。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、公有財産のうち、宅地以外のその他の土地の内訳と活用状況についてでございます。普通財産のうち、宅地ではないその他の土地は1万7,740平方メートルでございます。主な内訳といたしましては、野上下郷のゴルフ場跡地内の廃道敷分として約1万1,000平米、中野上のバッティングセンター付近の土地、これは旧下水道候補地であったところでございますけれども、こちらが約1,100平米、井戸の鶴沢沿いの土地が約1,100平米、野上下郷の病院跡地が約800平米、宝登山の保安林の一部が約440平米などとなっております。このうち、野上下郷のゴルフ場跡地内の廃道敷分約1万1,000平米につきましては、太陽光発電事業者である株式会社ウエストエネルギーソリューションなどに貸付けを行っております。残りの約7,000平米は、一部が集会所などの敷地になっているものの、特に活用はしておりません。

次に、施設の統廃合の検討についてでございます。令和元年度に策定いたしました長瀬町公共施設長寿命化計画において、緑の村、流水プールを除く52の施設については、機能が重複する施設がないことなどから、再編は行わず、適切な保全により長寿命化することを基本方針としております。

ただし、学校教育施設につきましては、児童生徒数の推移や学校のあり方検討委員会における検討内容を踏まえて、施設の規模、配置を考えてまいります。

また、別途計画を策定しております町営住宅につきましては、老朽化の著しい蔵宮、根岸の2団地を用途廃止する方針でございます。現在の入居者が退居しましたら、売却等を進める予定でございます。

最後に、公有財産の売却や賃借を見直すことについてでございます。まず、現時点における売却等の検討状況でございますが、本野上地内にあります消防署跡地につきましては、雨量観測所が残っておりますので、移設に向けて国土交通省と協議を進めておるところでございます。移設できましたら、売却したいと考えております。それ以外の土地につきましても、接道がないなど課題がありますが、小規模太陽光発電など幅広い用途で利活用の検討を始めております。

議員のおっしゃるとおり、売却などにより利活用ができれば、草刈りなど維持管理費用の削減にもつながりますので、スピード感を持って検討を進めてまいります。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで細かい点がありますので、よろしく申し上げます。

まず、公有財産の宅地というふうなことなのですが、まず団地のことについて、現在、長瀬では町営の公有団地が4か所あるわけですが、この入居率について、4団地お伺いしたいと思います。今、町長の答弁もあったのですが、根岸団地、蔵宮団地については、住まわれている方がいらっしゃるというふうなことで、以前私この質問をしたことがあるのですが、町長の答弁で、ある企業で根岸団地のほうだったのですか、使用したいというふうなお話があったと。もう2年ぐらいたつのですが、これは私の考えなのですが、今現在入居されている方が、両団地合わせてほぼ3世帯ぐらいなのではないかと思っております。それについてなかなか進展しないわけです。

特に、団地については、入居費用等が団地によって違うというふうなこともあろうかと思いますが、今住まわれている方に優先的にほかの団地に移転していただくというふうなこと。要するに、そうすると入居料が違ってくるとか、そういう点はあるのですが、そういう点について町で補助するなり、何か優先度を

つけて、早くこの2つの団地については売却等に進めないと、入居者がいる間はということでは進まないのではないかと思いますので、その点についてどうか。

なお、塚越団地につきましても、立地条件や老朽化等ということで入居率が下がっていると伺っています。この団地についても、将来的にどうしていこうか、縮小していこうかとか、そのようなことについて計画等を持っていたら、そのことについてお願いします。

なお、町営住宅についての維持管理計画とかについてなのですが、町のホームページで検索したのですが、公共施設等総合管理計画の下にうたっているのですが、別途定めると。別途定めるとあるのですが、私の能力では、それを検索できないのです。だから、これはどうなっているのかなと。ちゃんと町のホームページでうたわれていて、誰でも見られるのかどうか。

そこで一つ、入居についても募集をしていますということで、塚越団地については、今回何世帯入居を募集していますとかいう詳細について書いていなかったのか、窓口に行かないと、そういうことが分からないのかどうかというふうなこと。

あと、今、土地についてはまだほかにもありますよね。岩田の白鳥神社の向かい側のところにも町有地ありますよね。それから、岩畳のところにも8年ぐらい前ですか、消防道路の横に買った土地についても、あれは船玉まつりで使うのには大変都合がいいというようなことなのですが、あそこについてふだん全く活用されていないというようなことで、例えばあそこについてももう少し、障害のある方とか、そういう方があそこで岩畳に下りられないけれども、あそこで河原を見ることができるとか、そんなふうなことに活用すれば、優しい観光地としても寄与するのではないかと。それにはちょっと整備しなければとか、そんなふうなことはあると思いますが、そうでなければ、ただあれが船玉まつりのために買ってあるだけというふうな形だと思いますので、そんなことはどうか。

それから、今後の公有地の活用計画という点で、旧長瀬駐在所跡地についてもあずまやが2つあるのですが、あまり観光客の方があそこで休憩されているというふうな姿を見受けられないような気がします。もう少しあそこも何とかうまく活用、せつかくのあずまやをあそこに持ってきたということですので、もう少し活用を考えたらどうかという点。

それから、今度は全体的なことに移りますが、まず公有施設に附帯するというのですか、土地の賃借契約について。これは何回も質問していますが、予算等で個別に質問していますが、町として、課別ではないですよ。長瀬町として賃借の借地権、町が借りる場合、何年を基本としているのか、まず1点。

それから、単年契約の借地もあるのかどうか。それから、借地価格は評定価格改定に伴って見直しているのかどうか。あと、借地が農地であった場合、その単価というふうなこと。これは該当するところもあると思いますので、この4点についてお願いします。

それから、借地の場合、何度も言っていますが、長年にわたると購入したほうが安価になるというふうなことで、再契約の際に購入に切り替えると。購入には予算がかかるとはありますが、そんなふうな予定はないのかどうか。

次に、公共施設等総合管理計画と公共施設長寿命化計画、これで施設の統廃合や解体等というふうなことでもうたっていますが、今、町長は緑の村は廃止ということで、53施設だったのが52施設にということだと思ふのです。寄居町の場合なのですが、寄居町の場合は、この計画に沿って40年で33%施設を削減するというふうな方針を出しているようです。考えてみると、長瀬町も人口が減っていくと、これは明らかなことです。今までどおりということは難しいのではないかなと。

例えば、私は本野上の上中宿というところに住んでいますが、本野上は広いですよ。ほかにも大字ではなくて、その下がありますよね。そうすると、そこで例えば農村集落センターとかいろいろありますが、そんなふうなものも共有という形に持っていくのも一つの方法ではないかと。そうでなければ、公共施設の削減ということは不可能だと思うのです。地区で集まると、集会をやりと、新年会をやりというふうなことについても、日を変えてとか、そういうふうな共有という形でやっていかなければ、削減は無理だろうと。となると、これまた予算が相当かかってしまうと。

今、町長の答弁では、学校教育施設の要するに土地というのは43.7%なのです。教育関係の町で所有する土地というのは、大分多いわけですけども、土地ではなかった、建物ですか。学校は学校問題でこれから考えていくということですが、学校以外でもやはりそういうことを考えていかなければ、削減はできないのではないかとこの件について、幾つかありましたらお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

入居率でございますけれども、こちらは後ほど課長のほうから報告させていただきます。

それと、現在、2団地に3世帯入居されておるわけですけども、根岸団地が2世帯、それから蔵宮団地が1世帯ですね。実はこの根岸団地につきましては、以前から移っていただけませんかという交渉は長年させていただいております。しかしながら、やはり住めば都と申しますか、そこにお住まいになられておられる方は、そこがやはりよいということで、そうした意向がないということで、結局町のほうで何回も交渉はしておりますが、ご理解いただけないという状況で現在に至っておるわけでございます。

そして、蔵宮団地につきましては、今、決定ではございませんけれども、近いうちに移転をしたいというようなお話も伺っております。ですので、その方が転居されましたときには、両方一緒に取壊しをして売却をしたほうが効率的ではないかということで、今現在そのような状況になっております。ですので、交渉は私が町長になりましてから、なった年からですから、ずっと8年も交渉はさせていただいております。現在、そのような状況になっております。

それから、ホームページにつきましては、こちらにつきましても課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

また、塚越団地の入居率が下がっているというお話でございますけれども、このところ塚越団地につきましても入居者が大分増えてまいりまして、ここ昨年あたりから、コロナの関係もあるようでございますけれども、だんだんと埋まってきておる状況でございます。先ほどのお話で、入居率につきましても課長のほうから答弁はさせますけれども、しかしながらだんだんと縮小していく傾向になるのかなという思いは、今現在のところしておるところでございます。今のところ、そのような状況でございます。

それから、岩畳のところの跡地でございますけれども、ここにつきましては観光協会と相談をさせていただき、観光協会のほうでも使いたいというようなお話をいただいております。しっかりとこれは詰めてまいりたいと思っております。

また、旧長瀬駐在所跡地につきましてはでございますけれども、先ほど挨拶の中でもパワーアップ事業のお話をさせていただきましたけれども、その中であそこでお店をやりたいというふうなお話を今いただいております。採択されましたので、近々そうしたお店が始まるのではないかと思います。ですので、町のほうで、あそこは貸すということになると思っております。そのような現在状況になっております。

それから、賃借契約につきましては、課長のほうから細かいことについては答弁させていただきたいと思

います。

あと、行政区での共用、これは確かに議員おっしゃるとおり、そのような形もできるかなと思いますけれども、これにつきましては各行政区の皆さんのお考えもございますので、そのような区長さんですとか、皆様方からお話をお聞きいたしまして、そうしたことも考えられるということで、この先進めてまいりたいと思います。

あと、細かい点につきましては、課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、入居率につきましては、根岸団地は2軒ありまして、2軒入っていますので、100%になります。それから、蔵宮団地が2軒のうち1軒入っていますので、50%という計算になります。それから、袋団地につきましては98%、30軒中29軒が入っています、今月の20日以降にもう1軒入りますので、ここは100%に今月になります。それから、塚越団地に関しましては、50軒中34軒、約68%の入居率ということになっております。

それから、先ほど町長が申し上げました退去をお願いしたいということで、こちらもお願ひはしているのですが、塚越団地のほうですとか、袋団地のほうにということをお願いをしたのですが、車に乗れない方ということもありまして、坂が塚越団地はあるので、足腰が弱くなってきているので難しいというお話もいただいておりますし、ご本人たちも引っ越したいという意向は持っているのですが、低家賃で今住まわれていますので、なかなか出ていただくということは難しい状況になっております。

それから、あとホームページのほうなのですが、今年度、長寿命化計画というものをまた更新をさせていただきましたので、今度は詳しく掲載のほうをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、募集の世帯が何世帯、今ないかということも併せまして、ホームページのほうにはちゃんと掲載をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、岩畳の上の駐車場の活用方法ということで、町長のほうからもご答弁がありましたけれども、今年度から観光協会さんのほうと無償で賃借契約というものを結ばせていただいて、観光協会さんのほうで何かイベント等がある場合には、優先的に使っていただくというような契約をさせていただいております。

私のほうからは以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、土地の賃貸借契約、町で借りる場合の年数の基準ですとか、価格の基準についてでございます。特段、期間や価格についての基準というものは設けておりませんが、多くの土地については3年ごとに価格の見直しをするよう通知をしております。残念なことに、長瀬町の地価は下落の傾向にありますので、そういった価格を基準に価格の見直しをさせていただいているところでございます。

また、集約化などについては、町長から答弁のあったとおりでございます。

購入したほうが安価ではないかという点につきましては、施設の長寿命化や建て替えをする際には、購入も含めて検討をしていきたいと思っております。ただ、村田議員もおっしゃったとおり、購入となりますと単年度で大きな予算が必要になりますので、そのバランスも考慮して検討してまいりたいと思います。漏れがあったら申し訳ございませんが、私からは以上です。

〔「農地と農地でない場合の賃貸借契約なんです」と言う人あり〕

○企画財政課長（大栗 徹君） これも先ほど言ったとおり、特に地目ごとの基準とかというのは設けておりません。ただ、基準となるのは、その土地ごとの評価額が基準になってはくると思っていますので、農地であれば農地の評価額を参考に賃貸借の価格を見直したり、決めたりということになります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の答弁に対してということで、このところちょっと調べてみたのですが、要するに賃借料というのがあまり変わってないと。全て長いスパンで調べてないので、ここでは正確なことを言えないのですが、ですから毎年評定価格というのが出されるのに、これを見直していないのではないかと、私は思えてならないのです。これについては、今答弁がありましたので、ちゃんとそれやっていたかしないと、本当に長瀬町の土地の価格も下がっているという状況ですので、20年前と同じという形でいたとしたら、それはおかしいことだと思いますので、ぜひ節減ということをお願いしたいと思います。

あと、今、長瀬の観光協会に貸し出しているというお話があったのですが、だからそれではなくて、貸し出したのなら貸し出したように、あそこをイベントなどがあつたらではなくて、私が言いたいのは、せつかくああいうところがあるのだから、車椅子で行けないのだよというふうな人たちでも、あそこで長瀬の岩畳を見る、眺望できると、そういうふうなところに活用をしたほうがいいのではないかとということなのです。そうでなければ、イベントがあつたとかというときだけではなくて、やはりあそこを駐車場にしると。駐車場にすれば、お金も上がります。だけれども、あそこまで行く人がいるか分からないし、やはり優しい観光地ということを考えてみると、宝登山神社にも車椅子では上がっていけないと。岩畳も下りられないということを考えて、せめてあの上から眺めることができますよというふうなことがあってもいいのではないかと、また観光協会等と相談して、ぜひそれは進めていただければと思います。

それでは、まだほかにありますので、今全体的な答弁を聞いていると、施設の統合とか、そういうものはあまり進んでいかないような気がします。当然、当局のほうではあると思うのですが、この維持費というのがどれだけかかるかというようなことで、ちゃんとその計画の中にも示されています。40年間で、要するに公共施設を維持した場合、147億円かかると。これは1年間にして3.7億円と。インフラを合わせると、5億ちょっと1年間かかると、この計画の中にちゃんと書いてあるわけです。インフラを加味すると、40年間で228億円かかると。で、年間約4.8億円かかるのだよと。だから、こういうことが長寿命化計画でもうたわっていますので、これを何とかしなければいけないと。早くそれを着手しなければいけないのではないかと、私はこれを一番言いたいわけです。

先ほどの団地に住まわれている方、これについても不平等が生じるかもしれないけれども、公費を充てて移転していただくように8年間も交渉したのだから、言葉は悪いですけども、私は出ていってもらえとか、そういうことを言っているのではないです。確かに住んだところが住みやすいでしょうから、そこにいたいというのが、当然今住まわれている方の心境だと思います。だけれども、町としてもそれをもう

少し、ではどういうふうにかバーしますというふうなことを具体的に出してやらないと、やはり蔵宮でも、根岸でも、その土地がそのままになってしまうと。で、これも言葉は悪い。お亡くなりになったらとか、そういうことではなく、ぜひ進めていただきたいと。

とにかく、この計画の中でいろいろたわれているのですが、将来的に町の人口形態が大きく変わり、扶助費等の増加が見込まれると。公共施設等に関わる投資的経費の財源確保が一層厳しくなるため、町が保有する必要性が低いものについては、適宜地元や民間への譲渡や売却を行うというふうに書いてあるわけです。この2つの計画、間違った数字を言うと困りますので、総合管理計画と長寿命化計画、多分長寿命化計画が800万円かかったのだと思うのです。両方、この計画のために幾らかかったのでしょうか、これをまず質問します。

こういう計画は、当然お金がかかるというのは分かります。それだけのお金をかけて、また何年かたつと見直して、またお金がかかると。早くその見直しをつけるということが必要ではないですか。だから、まだ出てきませんでしたが、町長は言われましたね。下水道の何かできる予定だった畑だか何かありますよね。はっきり言って、あそこ道がないですよ。あんなところに下水道のあれができるはずはないだろうと私は思うのですが、でもあそこの土地もあそこにある。あれは畑なのですか。ちょっと分からないし、あれも草刈りしなければいけない。

それから、病院の跡、昔の避病棟というのですか、線路下にありますよね。滝の上ですか、あの土地も本当に生きていないです。もうやぶと同じです。岩田の土地もそうですよね。あそこも畑なのだろうか、それとも雑種地なのか、何だろうと。町が持っている土地には変わりないのです。だから、ああいうものに対して、ただ草刈りをして置いておくということではうまくない。ただ、あそこを売るとかいうことも非常に厳しいというのは分かります。けれども、どうにかしないと減らせないということは分かっていることですので。

あと、ふれ愛ベースの敷地なのですが、一度宅地として販売する予定であそこは測量分割しました。この測量分割は済ませないで、多分、分かりません。ふれ愛ベースがあそこへ建ったのかどうか分かりませんが、あそこを建てる時にも、あそこにも書いてあるのです。この敷地には公共施設の集約というのを掲げました。あのふれ愛ベースの土地です。あの土地もはっきり言って、では何をどういうふう集約するのかということになってくると、その計画はあるのかどうか。仮に言えば、あそこに本野上の公園ができたということなのですが、あまり利用頻度は多くないのですが、その他の空いているところについては、新たに何かを造るといって、その年度でまたお金がかかってしまうというようなことがあります、本当にあそこへ公共施設への集約を掲げたのだけれども、そういう計画があるのかどうか、そんなことについて。

あと1点だけは、インフラ整備のことで、町道の舗装率が41%ということになってますが、この補修、大分傷んでいる道路もありますので、インフラ整備に非常にお金がかかると思いますが、この補修に関する全体計画を早くつくって、町民の安心安全を守っていただきたいと。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

賃借料につきましてですけれども、減っていない、下がっていないというお話をいただきました。実は、これにつきましては、本当に土地の値段は下がってますので、各担当課長には私のほうからも、値段が下

がっているのだから、下げてほしいという交渉をしてくださいという話は常々申し上げておるところでございます。その中で、僅かではございますけれども、下がっている傾向になっております。調べていただくと分かると思うのですが、老人施設、それからながとろ苑ですか、あそこですとか、塚越グラウンドも幾らか下がったかな。幾らかずつですけれども、その努力はさせていただいておるところでございます。急に下げるということはできませんので、本当の僅かではございますけれども、そのような形で更新のときに交渉しておるところでございます。

それから、観光協会にお貸しすることになっているというお話の土地でございますけれども、確かに車椅子で岩畳を見るということに、それは本当に素晴らしいアイデアだと思うのですが、ということになりますと、あそこをやはり舗装したりということになってくるわけです。このところがやはりネックになるかなと思うのですが、これにつきましては、また観光協会の使い方もありますので、いろいろとご相談をさせていただきたいということになると思いますので、よろしく願いいたします。

それと、統合が進まないというお話、最初のお答えで申し述べさせていただきましたけれども、こういふことで再編は行わないということの理由を先ほど申し上げさせていただきました。長瀬町は、それほどよそのまちと比べて公共施設が多いまちではございませんで、その中で個々の施設につきまして、それなりの利用方法が違いますので、それを一つに集約するというのが難しいということで、そういう結論になったわけでございます。

それから、借地の買取りについて、先ほど私のほうからご答弁漏れをさせていただいてしまったものですから、課長のほうから答弁していただきましたけれども、これにつきましてもお借りしている地権者から、だんだんと買ってほしいというご要望もいただいております。その中で、少しずつでも買う方向で進めていこうということで、課長とは話をさせていただいております。

ただ、予算の都合もございますので、なかなか先に進まないという状況ではございますが、町といたしましては、少しずつでも町有地にしたいということで話はしておるところでございます。幹線1号もなかなか少しずつしか進みませんが、あのような形で少しずつ前に進めていけば、そのうち効果は出るわけでございますので、そのような形にさせていただきたいと思っております。

それから、蔵宮につきましては、先ほど申し上げましたけれども、お引越しをされるというような予定があるというお話を伺っておりますので、そのような形で、今現在進めておるところでございます。

また、根岸団地につきまして、課長のほうからも答弁ございましたけれども、はっきり申し上げまして、家賃が格段に安いというようなこともございまして、躊躇されておるところでもあるようでございますけれども、やはりそこに住み着いてしまいますと、そこが住みやすいということもあるようでして、なかなか町のほうからそうしたお話を持っていきましても、相談に乗っていただけないというのが実情でございます。

それから、避病院跡ですとか、下水施設を造る予定であった場所ですとか、こちらにつきましては、避病院の跡地につきましては、以前も私のほうから申し上げたことがあると思うのですが、隣地で農家さんが一生懸命やっている方がいらっしゃるのです、隣地なのでどうですかという話をしたのですが、とても要らないという話をいただきまして、それではただでどうですかという話を最後に持っていったのですが、とにかく道がないということです。これが非常なネックでございまして、ただでも要りませんというご返答をいただきました。

中野上の下水を予定しておったところも、あそこに道を引くということになりますと、大変なお金がか

かるわけでございまして、とてもあそこの土地を売るために道を造るといのは不可能かなという状況の中で、これもお隣に農地もございまして、その方でも買っていただければありがたいと思うのですが、それもまた同じような状況でして、今、塩漬けのような状態になっているというのが実情でございまして。町としても何とか売りたいという努力はさせていただいているのですが、特に今は土地余りのような状況でございまして、そんな状況になっております。

それから、町道につきましてですが、今までは原材料給付で進めてまいりましたけれども、これですとなかなかいい道にはならないということで、昨年から少しずつ簡易舗装をさせていただいておりますけれども、とにかく先ほどのお話でも議員おっしゃっていただきましたけれども、広いですから、距離もたくさんありますので、これを全部ということになりますと、やはり計画を立てて進めていかなければならないかなと思うのですが、その中でも頻度の高いところを優先的に少しずつ進めさせていただいております。

来年度予算はこれから始まりますけれども、その中でもそうしたのも少しずつ取り組ませていただきたいということで、今、課長がいろいろと頭を悩ませておられるようでございまして、こちらのほうにつきましては、私のほうからも課長に再三お願いをしておるところでございまして。財政のこともございまして、全てというわけにはいきませんが、私の考え方としては、少しずつ進めていけば、何とか最後、到達するかなという思いの中でやらせていただきたいという思いで、今現在取り組んでいるところでございまして。

それから、長寿命化計画、これにつきまして国のほうも、こういう計画をつくれということで町のほうに下ろしてくるわけでございまして、これにつきましては、本当にいつも大変なことだなと思うのですが、もう少し国のほうで考えてほしいという思いがいたしております。大きな町ですと、どんどん変わっていきますけれども、こういう小さな町ですと、それほど変わらない中で、3年スパンでつくれ、5年スパンでつくれということで、これにつきましては国のほうでやらせられると言ったら言葉が悪いかもしれませんが、そのような状況で、でき得れば本当は町としては、大きな町は3年であっても、この小さな町では5年、10年でいいのではないかなというようなものも結構ございまして、非常に効率が悪いなという思いがいたしております。

これにつきまして、また課長のほうからも答弁あると思いますので、よろしくお願いたします。

あと、何か残ったでしょうか。

〔「いいです。また行うので」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） いいですか。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

賃借料があまり変わっていないのではないかなという質問について、町長からも答弁をさせていただいたところですが、直近の2年間で言いますと、町長の答弁にもありましたなごら苑の敷地ですとか、塚越の敷地について見直しさせていただいております。

また、中央公民館の敷地も今年度当初に見直しがありまして、令和2年度当初、令和3年度当初、2年間で申し上げますと、予算ベースでトータル66万5,000円の減額になっております。引き続き見直しの努力をさせていただきたいと思っております。

また、公共施設の維持費、ライフサイクルコスト、こちらの40年間の費用等をおっしゃっていただきま

したけれども、正確に申し上げますと、長寿命化計画で3つのパターンのライフサイクルコストというのを算出しております。村田議員おっしゃったのは、従来型、今までどおり、耐用年数が来たら建て替えるというパターンの金額をおっしゃっていただいたかなと思うのですが、そのパターンでいくと、40年間で約128億円、1年間の平均が約3.2億円となっておりますが、計画を立てるに当たって、長寿命化をして耐用年数を長くというか、目標使用年数を長くした上で、劣化状況を踏まえながら修繕をしていくというパターンのライフサイクルコストを採用するというふうにしておりまして、そのパターンでいきますと、40年間で約76.5億円、1年間の平均が約1.9億円ということで、全体の額とか1年間の額が縮減または平準化できるという試算でやらせていただいております。しかしながら、大きな額がかかるということは変わりありませんので、適切な保全ですとかに努めていきたいというふうに思っております。

また、計画の策定に幾らかかったかということでございます。令和元年度に策定しました公共施設の長寿命化計画につきましては、2年間でトータル約1,566万円の委託料がかかっております。これは計画策定に当たりまして、施設一つ一つの劣化状況の調査などをしたこともありまして、このような額がかかっております。

もう一つの総合管理計画につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただければと思います。

ふれ愛ベースのお話がありましたが、議員ご指摘のとおり、ふれ愛ベースの建設の際に国の認定を受けました地域再生計画というものにおいて、公共施設集約化への第一歩とするというふうに述べているところでございます。しかしながら、その後長寿命化計画などを策定する中で、それぞれの施設が持つ機能の重複がないことですか、適切な維持、修繕によって既存施設の長寿命化が可能であることなどを踏まえて、再編は行わないこととしております。

私からは以上でございます。

〔「あの土地の測量分割はそのまま残っているわけですか」と言う人あり〕

○企画財政課長（大栗 徹君） 分筆した土地はそのままになっております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、一応昨年度、今私が質問した賃借料というのが約1,700万円かかっているということは、一つ頭に置いていただきたいと。

もう一つは、長瀬町の町民1人当たりの公共施設の延べ床面積が4.32平方メートルで、全国や類似町村を上回っていると。しかしながら、文化会館等がないというふうな状況ですので、町で今後公共施設の維持管理をしっかりとやっていただけたらと思います。

では、2番の質問、今後の農業振興について、町長に伺います。例年の予算を見ると、農林水産業費のうち農業費の占める割合が低く、そのうちで農業振興費が占める割合はさらに低いものになっています。このように少ない予算では農業はますます衰退し、農地の耕作放棄が進むことが懸念されます。また、農業従事者の高齢化や後継者と農産品販路の不足、日本人の生活様式の変化などから、当町のように狭い農地が点在するような地域では、農業がますます衰退していくと思います。このような実態を踏まえ、町は今後の農業振興策をどのように考えているのか伺います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員にご答弁させていただきます前に、賃借料につきまして、今年度は下がっていると思います。今まで千七百何があったのですが、今年度1,580万程度に、先ほど課長のほうの

答弁がございましたけれども、下げたところもございますし、ですと下っていると思います。

〔「私がさっき言ったのは2年度の額を言いました」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 今年度は下がりましたので。

それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。当町の今後の農業振興の展開につきましては、中山間地域という特性を踏まえつつ、高収益が見込める農作物や販売方法、生産物が継続的に消費される仕組みを模索する必要があります。

そこで、当町が首都圏から比較的近い観光地という立地条件を生かした観光農業の推進が挙げられます。現在、町内で観光農業として取り組まれておるものといたしまして、議員もご承知だと思いますけれども、ブドウ、イチゴ、ブルーベリーなどが挙げられますけれども、観光農業は生産物に収穫等の体験といった付加価値を加えることができる販売方法であると認識をしております。また、農作物の収穫体験ができる観光農業の発展は、耕作放棄地の解消を図るの一助となることが期待をされます。

しかしながら、一概に耕作放棄地の解消と申し上げても、生産性や収益性を考えますと、まとまった農地が必要となります。町では現在、人・農地プランを策定し、農業従事者の耕作地の拡大が図れるよう、地権者の意向を確認しながら耕作放棄地を含めた農地の集積化に取り組んでおるところでございます。今後は、ご指摘いただいた実態を踏まえ農業従事者を支援するとともに、新たに栽培できそうな果樹の導入や、退職された方や農業に興味を持たれている方が農業を始めるきっかけになるような研修会を開催するなど、耕作放棄地の解消に向け、生産農家や関係機関と意見を交換しながら、農業振興につながる仕組みを模索していきたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、時間もありませんので、簡単なことだけについて。

今、町長が答弁されたことについては、それは農業の一面であろうと私は思います。しかし、長瀬町の全体の農業と農地とかそういう問題で考えると、非常にこれは難しい問題ではないかと。要するに、遊休農地については、荒廃農地と耕作放棄地では調査の仕方が違うのだというようなことがありますので、実際どれだけが遊休農地、遊んでいる農地なのだろうというふうなことで、できれば、課のほうでまずこれだけ。総農家数、今現在長瀬町で令和2年度、321戸でいいのかどうか。それから、販売農家数52戸、これでいいのかどうか。それから、農業就業者数58人でいいのか。それから、認定農業者数27人、農業法人数1で間違いはないのかどうか。

それに対して、今度は遊休農地と言われる耕作放棄地が、遊休農地面積が12ヘクタール、耕地面積の3.15%でいいのかどうか。これを30年度と比べると増えているのです。30年度が2.89%だったかなというふうなことで、遊休農地を減らすのだというところで、しかし増えてしまっているということ。見た目だけで見ると、長瀬町の農地の半分は草や木が生えているというふうな感じがしますが、実態がどうなっているかということをごひここでお聞きしたいと思います。

あと、人・農地プラン、これについては時間がありませんので、十分これを策定して、長瀬町の農業に生かせるようにしていただきたいと。

以上です。できれば、課長をお願いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年度の耕作放棄地の面積でございますが、田んぼは8,655平米、畑が11万420平米、合計で11万

9,075平米でございます。

それから、町内全体の農地の面積でございますが、こちらは全体で381万平米となっております。割合といたしましては、耕作放棄地の割合は令和2年度で3.13%となっております。

それから、農家数でございますが、先ほど村田議員が申し上げた321戸といたしますのは、2015年度の農業センサスの数字でございますが、2020年度に新たに農業センサスを行っております。総農家数が285戸、それから販売のほうは2015年度は52戸でしたが、2020年度は40戸、12戸減っております。

それから、認定農業者の人数につきましては資料がございませんので、後ほどまたお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、村田議員の質問に対する補足説明をいたしたいと思っております。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 先ほど、村田徹也議員からのご質問のうち、総合管理計画の策定にかかった経費についてご答弁できておりませんでしたので、お答え申し上げます。

こちらにつきましては、固定資産台帳の整備と併せての契約となっております。総額としては1,403万円ほどかかっております。そのうち総合管理計画分としては約520万円の経費となっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員からご質問いただきました認定農業者の数と法人の数でございますが、認定農業者が27人、法人が2法人でございます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） マスクを取らせていただきます。

○議長（板谷定美君） どうぞ。

○4番（野原隆男君） 質問します。桜の維持管理について、産業観光課長にお伺いいたします。

長瀬町の桜は、長瀬駅を挟み南北数キロメートルにわたる桜通りが有名ですが、この桜通りは歩道整備により伐採や枯死、またはそれに近い状態の古木が散見されるようになりました。また、宝登山参道の桜は、ウメノキゴケにより樹勢が衰えているようです。さらに、矢那瀬の桜にはクビアカツヤカミキリのものと思われるフラスがたくさん見られます。当町が継続して桜の名所となるためには、桜の植栽や植え替

え、病虫害の駆除をしていかなければならないと思いますが、今後、桜の維持管理についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、野原議員のご質問にお答えいたします。

今後の桜の維持管理についてのご質問でございますが、現在、町が管理しております桜は、桜並木では、南北桜通り、宝登山並木参道、町道井戸25号線の3か所、それから園地では、野土山、通り抜けの桜の2か所の計5か所でございます。その桜の多くはソメイヨシノであり、一般的に30年から50年程度きれいな花を咲かせると言われておりますが、非常に病気に弱い品種でございます。

野原議員ご指摘の南桜通りにつきましては、古い桜は植栽から90年以上が経過しており、枯死した老木が散見されておりましたが、平成27年度から着手しております幹線1号線の歩道整備工事に併せて、地元住民の意向を伺いながら可能な範囲で桜の植え替えを行っております。北桜通りにつきましても、植栽から60年が経過しており、病気の蔓延に加え、下水道工事や平板による歩道整備等の影響により樹勢の衰えが著しく、幹の空洞化や枯れ枝が目立ち、大変、危険な状態となっております。

そこで、令和元年度に担当職員が桜の状態を調査し、老木化に伴う危険度により3段階に分類した図面を作成いたしました。この図面を基に今年度から河川財団の基金事業を活用いたしまして、危険度の高い桜から、順次植え替えを行っているところでございます。植え替え品種につきましては、南、北桜通りともに、ソメイヨシノと比較して丈夫で病気に強く、枝張りが小ぶりで街路樹としての適性もあるジンダイアケボノを選定し、植栽を行っております。

また、宝登山並木参道と町道井戸25号線につきましても、通行する車両や歩行者の方から、枯れ枝が落ちてきた等の通報が役場や観光協会に寄せられる件数が増えてまいりましたので、今年の6月に町道井戸25号線の枯れ枝の除去作業を造園業者に委託し、実施いたしました。宝登山並木参道につきましても、来年度には実施する予定で準備を進めているところでございます。

今後、桜の植栽や植え替え、病虫害の駆除を実施するには高額な費用がかかりますので、より効率的に植え替えを実施するため桜の植栽計画を作成し、さくら名所100選にふさわしい景観を目指すことにより、地域の活性化と持続可能な観光地づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 先ほどの質問の中で、宝登山参道の桜はウメノキゴケにより樹勢が衰えているようですと申し上げましたが、その後書物を調べたり専門家に伺ったところ、地衣類のウメノキゴケ自体が樹勢を衰えさせているとは言い切れないとのことでしたので、この場で訂正させていただきます。

それでは、改めて相馬産業観光課長の答弁に対しまして、確認を含め再質問をさせていただきます。秩父音頭でも、長瀬は「花の長瀬、あの岩畳」と桜の花の名所と歌われています。また、平成2年4月には、日本さくら名所100選の指定も受けています。我が長瀬町は、自他共に認められる桜の名所と言えます。

皆さんもご存じのとおり、一般的に桜と呼ばれるのは、バラ科サクラ属に分類される落葉広葉樹の総称です。桜の代名詞と言われるソメイヨシノは、江戸時代に作り出された栽培品種で、野生品種ではありません。オオシマザクラとエドヒガンザクラの交配品種とされています。植栽されているものは、全て接ぎ木などで増やされたクローンなのです。春が来ると一齐に開花します。長瀬町に植栽されている桜の多くも、このソメイヨシノのようです。寿命は約60年から80年程度と言われております。桜の栽培品種は500種類以上あると言われております。一方で、自然に自生している野生種は僅か11種類しかありません。

私も長瀬町の桜について、長い間、関心を持って見てきました。一般質問をするに当たり、観光業関係者や北桜通りと南桜通りの付近の住民の方や、松と桜を守る会の会員の知人や蓬莱島公園に来園している方々、また宝登山周辺を散策されている観光客の皆さんに、長瀬の桜についての意見や要望等を傾聴しました。傾聴した中から主立ったものを、私の主観を含めて紹介いたします。

1つ目ですが、車道拡張等、歩道の整備でしようがない面もありますが、南桜通りの桜の現状を見ると、やり切れない気持ちでいっぱいである。整備した道路でも車両のすれ違いが困難であり、歩道も歩きにくい。2つ目ですが、ソメイヨシノの寿命の問題なのかよく分からないが、長瀬町全体で多くの桜が枯死に向かっていると感じる。桜に対する町の対応が遅延しているように感じる。3つ目ですが、秩父鉄道の線路脇の桜や北桜通りの桜に枯死やそれに近い状態の古木が多く目立ち、そのまま立ち枯れのような状態になっている。観光地としてもみっともなく見える。町民としても早急な対応の必要性を感じている。4つ目ですが、ソメイヨシノザクラからジンダイアケボノザクラへの植栽変更するようですが、長瀬町特産種の岩田桜の植栽拡大によるPR戦略も考えてほしい。5、蓬莱島公園に生えている松の多くは、松くい虫により枯死が拡大している。松の枯死、そして桜の現状に対しても憂いている。気苦労であってほしいと思うが、カエデやモミジが大丈夫なのか心配している今日この頃である。

そこで、1つ目の質問です。長瀬町全体では、ソメイヨシノがどのぐらい植栽されているのか。そのうち、植栽後50年、60年程度経過した古木はどの程度あるのか。また、ソメイヨシノの枯死と枯死状態に近い古木はどの程度あるのか伺います。現状を的確に把握しなければ、適切な対策なども立てられないので、長瀬の継続的な桜対策に必要不可欠として伺います。

私の傾聴した先ほどの4番目の意見に関連して、ジンダイアケボノザクラはアメリカ帰りの桜の突然変異種で、枝が小ぶりのため狭い道路でも邪魔になりにくく、ソメイヨシノより寿命が長く、てんぐ巣病に対しても強い性質があると言われていました。私は、令和3年第3回長瀬町議会定例会で北桜通りの歩道改修の一般質問を行いました。そのときの大澤町長の答弁では、順次、ジンダイアケボノザクラに植え替える予定とのことでした。そこで、今までのジンダイアケボノザクラへの植え替え実績の植栽本数と金額について伺います。また、今後の植え替えのロードマップ等があれば、併せて伺います。私自身、ソメイヨシノザクラの現状を顧みると、待ったなしの対応が必要と強く感じています。

3つ目の質問です。長瀬町特産種と言われる岩田桜の植栽拡大によるPR戦略について伺います。ジンダイアケボノザクラの植栽拡大に併せて、岩田桜の植栽拡大も長瀬町のセールスポイントであり、オリジナリティーな桜として、今後、長瀬オンリーワン桜として植栽拡大の考え等があるのか伺います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問の長瀬町全体では、ソメイヨシノはどれぐらい植栽されているのかについてのご質問でございますが、町全体の本数は把握しておりませんので、町が管理しております桜の名所の5か所についてお答えさせていただきます。まず、南桜通りが61本、それから北桜通りが370本、宝登山並木参道が40本、町道井戸25号線が71本、野土山が528本の合計で1,070本でございます。このうち植栽から50年から60年程度経過した古木は約1,000本で、全体の93.5%を占めております。

次に、2つ目の今までのジンダイアケボノへの植え替え実績の植栽本数と金額についてのご質問でございますが、植え替えた本数は、南桜通りが20本、北桜通りが36本の計56本でございます。また、新規の植栽本数は、蓬莱島公園に5本、長瀬地区公園に19本の計24本でございます。金額につきましては、ゴルフ

緑化促進会をはじめ、埼玉県トラック協会や花王などの桜の苗木の助成制度を活用しておりますことから、町で植栽したジンダイアケボノは、幹線1号線の歩道整備工事に合わせて植栽した10本のみでございます。かかった経費は30万円でございます。

今後は、町が管理しております桜並木につきましては、全てジンダイアケボノに植え替える予定でございますが、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、桜の植え替えには高額な費用がかかりますので、より効率的に植え替えを行うため桜の植栽計画を作成いたしまして、様々な桜の助成制度を活用しながらさくら名所100選にふさわしい景観形成に努めてまいります。

3つ目の岩田桜の植栽拡大についてのご質問でございますが、岩田桜が長瀬町の特産種であることが正式に認められた品種であるならば、逆に町全体に植栽を拡大するのではなく、現在自生している道光寺に限定して植栽することにより希少価値が高まり、法善寺がしだれ桜の名所であるように、道光寺が新たな桜の名所となり得る貴重な桜であると認識しております。いずれにいたしましても、桜の所有者の意向を最優先に考えなければなりません。町といたしましては、道光寺周辺が新たな桜の名所となるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問いたします。

これは、現状認識と確認のための質問です。1つ目の質問です。矢那瀬下郷地区の通称タツミチの三差路にある桜の老木に大量のフラスがあるのを、私自身も気にかけていました。地元の写真愛好家から情報をいただきました。大量のフラスの犯人は、特定外来生物のクビアカツヤカミキリでした。撮影した写真を見て、私も確認しました。撮影日は2020年8月5日でした。撮影者は、役場に情報提供したと話していました。令和3年11月25日現在で、クビアカツヤカミキリは19市町村で報告されているようです。埼玉県は早期に被害を発見して防除や駆除をする必要がある、被害が大きくなってからでは遅いと、危機感を募らせています。防除は、市町村には補助金制度を活用した制度を促しています。

先ほど質問したとおり、長瀬町の観光資源の一つとも言えるソメイヨシノザクラの現状と、それに追い打ちをかけるようなクビアカツヤカミキリの確認は、さらに甚大な被害を与えると懸念されます。果樹や桜への甚大な被害が懸念されるクビアカツヤカミキリへの対応等についてどのように認識し、どのように考えているのか、再度伺います。

また、長瀬町矢那瀬下郷でクビアカツヤカミキリが発見されている中、駆除等については、被害を受けた桜の木の所有者が対応するべきなのか、行政で対応する考え等があるのか、再度伺います。

長瀬町の桜の現状では、維持管理だけでは先細りだと私は感じています。長瀬町の観光資源である桜やカエデやモミジ、梅、ロウバイをはじめとして、植物は地道な毎年の管理と植栽、中長期的植栽と管理が必要不可欠と私は考えます。長瀬町の最大の観光資源である桜が、いつまでも魅力あるものとなることを願って再々質問いたします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、野原議員の再々質問にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリへの対応についてのご質問でございますが、矢那瀬下郷地区でフラスが発生した桜につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、発見者から情報提供いただき、町の職員が現地確認をさせていただきました。現地では、フラスの確認はできましたが、クビアカツヤカミキリを確認するこ

とができませんでしたので、その旨を県へ報告をしております。

また、寄居町でも発生地の報告があることから、職員による桜並木の見回りを強化しており、町民の皆様からフラス発見等の情報があった場合には、迅速に現地確認を行い、町職員で判断が難しい場合は、県に判断を依頼するなどの対応を行っております。幸い、今のところ、梅やスモモなどの農作物への被害は報告されておりませんが、特定外来生物に指定されているほどの病害虫でございますので、当町におきましても農作物や桜等への被害防止対策については、早急に対応しなければならないと考えております。

次に、駆除等の対応についてでございますが、所有者の管理責任の観点から、所有者がおられる桜については所有者に伐倒や駆除を行っていただくこととなりますが、県内の市町村の中には、病害虫により枯れてしまった桜の撤去費用や、樹幹への殺虫剤の注入費用などの一部を助成する制度を設けている市町村もございますので、今後の状況によっては、助成制度の導入についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

○8番（新井利朗君） 8番、新井利朗、質問いたします。

指名競争入札の執行方法について、企画財政課長にお尋ねいたします。町の入札結果を見ると、最低制限価格と同額で落札される工事等が見受けられますが、入札価格の算出等が正しく執行されていないのではないかと感じてしまいます。

そこで、執行手順について次のことを伺います。1、設計額の決定方法、2、指名業者の選定方法、3、予定価格の決定方法と公表時期、4、最低制限価格の算出方法、5、入札の予定、結果の公表時期。

なお、指名競争入札において、町内の事業者が指名を受けていることが少ないと感じます。町内業者の指名の機会を多くさせる制度を設けているか伺います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、設計額の決定方法でございます。案件の種別や規模によって異なりますが、例として建設工事でお答えいたしますと、作業項目や材料ごとに基準単価が決まっておりますので、それらに数量を掛け合わせて設計額を算出いたします。その設計額を添えた起工の決裁をもって設計額の決定となります。

続いて、指名業者の選定方法でございます。事業担当課において、建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程及び建設工事等指名業者選定基準に基づき指名業者を推薦します。ここで推薦できるのは、競争入札参加資格者名簿に登録されている業者になります。推薦された内容を副町長をトップとする競争入札等審査委員会において審議し、指名業者を決定いたします。

次に、予定価格の決定方法と公表時期でございます。予定価格は、設計額を参考に町長が定めます。そして、入札の開始時に開札予定日等と併せて公表しております。

続いて、最低制限価格の算出方法でございますが、こちらは建設工事等における最低制限価格制度実施要綱に定めております。原則、直接工事費など4つの項目にそれぞれに定められた割合を乗じた額の合計が最低制限価格となります。この実施要綱は公表しており、最低制限価格の適用となる入札を行う場合は、

その旨を通知しております。

次に、入札の予定及び結果の公表時期についてでございます。年度全体の発注見通しを4月と10月に公表しております。案件ごとの入札予定の公表につきましては、開札日の3週間前を目安に行っております。結果につきましては、開札後、速やかに公表しております。

最後に、町内業者の指名機会を多くさせる制度についてでございます。建設工事等指名業者選定基準において、指名業者の選定は、特に町内業者の受注機会の拡大に配慮しつつ行うとしているほか、町内に事務所を有する者に限り、直近上位の等級に格付されている者とみなすことができるとの規定も設けております。今後とも町内業者の受注機会拡大に配慮しつつ適正な入札の執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） それでは、具体的に質問させていただきます。

7月16日に開札しました長瀬中央公民館トイレ改修工事というのが行われております。予定価格は1,806万ということで競争入札をされましたけれども、この中に長瀬町内の業者は一つも入っていません。それに該当するランクづけに入る業者がなかったのかどうかということも問題なのですけれども、全然ないということはまずないと思うのですが、一つもこれに入っていないというのも一つ疑問でした。

それから、もう一つ、落札価格につきまして、途中、6業者のうち1業者が失格というふうな状態になっていまして、これは安過ぎて最低制限価格を下回る入札のためにということで、最低制限価格から71万円低い金額であった。この最低制限価格というのは、確かに大事な金額であると思うのですが、ある面で劣悪な工事をされたりとか、結局極端な低価格入札して、劣悪な工事をされてはならないというふうなものであったり、またきつと入札に参加するための安入札というものがあってはならないというようなこともあったりして、認められたことかと思うのです。

私が言いたいのは、最低制限価格が実際のところ、1,800万円の予定価格の工事に対して、この方は最低制限価格から1万7,800円低かったのです。そのために落札できなかつた、失格してしまったというようなことであります。そのために、その失格者よりも71万円高い業者が選ばれたというふうなことが、こんなことがあっていいのか。それはいろんなことでやむを得ないのかもしれないのですが、いいのだろうか。とにかく非常に差金を生みたい町であります。そういうふうなことでありますから、町内業者が入っていないということ。それから、価格が低過ぎてといいますが、そんなに見たところ、劣悪な工事をするような工事業者ではないというふうにも見受けましたので、この問題を出しました。とにかく、最低制限価格を上回った上でやっているのだから、問題ないといえば問題ないことなのですけれども、せっかく安くいいものを造ろうとしている、企業努力してくれようとしている方かと思いますが、71万円も安くできようとしている状態であった。これが問題です。

それから、もう一つ、町内で分かりやすく言いますと、岩田に6号線という道路工事の延長をされております。これにつきましては、6月11日に開札されておまして、6業者を指定して1業者は辞退したのですけれども、5業者が入札に応じまして、金額が3業者が全く同額、それも最低制限価格ピタリというところなのです。それはそれで結構なのですけれども、失格した業者というのがありまして、これはさらに最低制限価格よりも42万円安く入札されたというふうなことになります。そういうふうなことから、最低制限価格はみんなピタリと当てられるような状況のものなのか。結局、ある意味では漏れているということはないと思うのですが、計算方法なり積み重ねで、そういうふうになるのかもしれないのですけれど

ども、企業努力なのかも分かりませんが、そんな状態で、その3業者が同額であったために、くじを実施して1業者が決まったというようなことがありました。

そういうふうなことで、これも入札差金を考えれば非常に大きな金額、この2つの工事だけ見ましても110万円を超えるような金額になっています。なぜ、この入札差金に注目しているかといいますと、実際のところ、ほかのところで予算が少ない、またないという、また年度の途中でありながら、もう今年の事業は終わりましたということで、本来なら必要と思われる申請があつたりしても、受け付けられないという状態であるのがあります。

というのは、上長瀬に幹線1号線といいますか、あれのはしりで、一番最初、桜道幹線1号線の整備が始まったところだと思います。そこのところの歩道の真ん中にいわゆる電柱が立っております。一番上長瀬駅に近いところですよ。そこに蛍光灯が防犯灯として設置されています。ですけれども、その防犯灯は長らく消えているというふうに見えました。そのために取り替えてほしいと思って、防犯灯なので総務課に相談させてもらったところ、もう今年の予算はありませんよというふうなことを言われたりしまして、そうしたらよくよく調べたら、そこは町に登録されていないというのです。だから、防犯灯からLEDの防犯灯に切り替えたときに落ちたのか、それよりも前から落ちているのか分からないのですけれども、れっきとした町道1号線の歩道の中にありながら、全然電柱が立っているところに防犯灯はつけたままになっている。登録されていないから、料金は払っていないのかもしれないけれども、もし登録漏れであつたりしたときには、料金は払ったまま消えたままです。何年も何十年もということにもなりかねないということから、なかなか調べる手だてがないのですけれども、区長さんに新設として相談してくださいと、申請してもらってくださいと言われたので、区長さんに相談して、区長も早速申請書を書いて出した。ところが、予算がないから、また今年度ではできないというふうなことです。

でも、あそこところはちょうど上長瀬の駅前に一番近いところで、あその周辺では一番人通りのあるところでもあります。そういうふうなことであるから、やっぱり必要なのではないかということで、あえて、お金がないなら生み出す努力をしなければいけない。そのためには何かなと思ったときに、いろいろありますけれども、入札差金というふうなこともあります。入札の仕方で、結局これは決して悪い状態ではなく、いろんな契約が良好にできているのだと思いますけれども、本当の僅かな九十点何%届かない。いわゆる0.1%ないし0.2%ぐらいの、100分の1ないし100分の2ぐらいの差額、落札価格よりも下がったために、安くしてあげようというか、そういう企業努力があるのかもしれない。そういうふうなものが落札できない、工事ができないというふうなことがあるわけなので、そういうふうな件でその選定方法についてお尋ねしたわけでありまして。

やっぱり工事をして実績をつくらないと、ランクは上がってこないと思うのです。ランクが下がったままだと、いつまでたっても結局業者の育成というのはできない状態であるし、いい工事してもらえなくなると。そういうことになってくると思うので、町ではあまり指名も受けられないし、工事もさせてもらえないからということでだんだん業者が努力しなくなってきたら、それこそ困ると思うのです。そういう意味からも、ぜひそういうふうな入札差金を生む努力をもっと重ねてもらいたいというところでもあります。

ですから、質問といたしましては、先ほど言いましたけれども、入札差金を生み出す努力の活用。それから、そういうふうな年度途中で予算がないから必要なものもできないということではなくて、やっぱり必要なことは認めて、何か予備費である、またほかのものもあると思う。いろんな面で流用ということもあるのではないですか。しているのではないですか。ですから、そういうことも含めて設置する、また住民の要

望に応える、そういうふうなこともしてほしいと思うところであります。

すぐには結果は出ないと思うのですけれども、あれがなぜ無登録な状態で防犯灯がついているのかわかりません。いろんな手だてを駆使して調べてほしいと思うのです、電柱番号だけは分かっていますので。そういうこともあります。総務課長、防犯灯の設置について、結局予算を生み出す努力と、それから見つけ出す努力をぜひしてもらいたいし、設置は早めてもらいたいというふうなこともあります。そういう意味で、落札についての価格の最低制限価格の弾力と言ってはいけないかもしれないのですけれども、何かその幅を考えられないか、そういうことであえて質問しました。よろしくをお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

まず、中央公民館トイレ改修について、指名した業者の中に町内業者がないという点についてでございますが、新井議員もおっしゃっていたとおり、入札を行う際には、その種別や金額規模に応じて指名できる業者のランクというのが決まっております。それに応じて登録名簿の中から、もちろん町内を優先して選定をするのですが、この案件に関しては指名できる業者がなかったということでございます。

また、公民館トイレと岩田6号線のほうで、最低制限価格を下回ったことにより失格になったという業者があると。入札差金を少しでも多く生み出すために、そういった業者を採用することができないかということかと思いますが、最低制限価格の制度はおっしゃっていたとおりですが、いわゆるダンピングの防止ですとか、質の低い工事等により、目的が達成できないという事態を防ぐため設けている制度でございます。また、いわゆる下請いじめといいますか、落札した業者が適切な労働賃金などを支払うために設けている制度でございます。ですので、たとえ僅かであっても、最低制限価格を下回った場合は落札者とすることはできないというふうにしております。

同じ岩田6号線の案件で応札した5者中3者が最低制限価格と同額で並んだということでございますけれども、こちらについては先ほど答弁したとおり、最低制限価格の算出方法と予定価格の総額自体は、事前に公表しているものでございます。ただ、最低制限価格の算出根拠となる予定価格の内訳については、公表しておりません。ですので、純粋に入札された業者さんの努力によって計算された額が、最低制限価格と同じだったということになると思います。

なお、最低制限価格で複数社が並ぶこと自体は、競争性が働いているという状況であると思いますので、問題はないというふうに考えております。

予算がないという理由で年度途中の対応がされていないという件でございますが、個別の防犯灯のお話は私からは申し上げませんが、財政状況が厳しいですので、金額の大きい工事等に関しては、いわゆる箇所づけの方式で予算編成を行っております。なので、入札差金が生じた場合でも、予算編成時と異なる内容で予算を執行する場合は所定の手続を行うこととしております。これは個別の事業内容や工事箇所ごとに審査をすることで、効果的な予算の執行を行うためでございます。ただ、年度の途中で新たな工事ですとか、そういった需要が生じた場合の財源につきましては、新井議員もおっしゃっていましたが、入札差金の活用も含めて、流用や予備費も含めて柔軟に対応しておりますので、ご理解いただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（板谷定美君） 防犯灯の関係ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 防犯灯の関係は個別にやってください。お願いします。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 先ほど、中央公民館のトイレ改修に関しまして、ランクづけの業者がいなかったというふうなことを言われましたけれども、私も行ったときに、要は直接工事をしている業者さんは、その指名されたところではなくて、別の協力事業というのですか、会社というのか、そういうところを名乗った会社でやっていました。そういうふうなことから、長瀬町内であっても、実際のところ工務店なら工務店が全部水道から電気から何かを抱えているのではなくて、それぞれの必要な事業所を構えながらやっているのではないかと思うのです、相談しながら。ですから、極端に言いますが、左官屋さんなんかですと、1つの工務店ではなくて、5つも6つも工務店に所属してないと仕事にならないと言われるほどであります。結局、部分的な仕事するわけです。ですから、そういうふうな面で、協力事業者が集まって一つの工務店事業がなされているのだと思うのです、今は。

ですから、これならこちらが落札した秩父の業者が、実際のところ中央公民館の場合は多いのですけれども、防水であるとか、何かいろんな工事、中央公民館ですと、大抵この業者が落札していると思えますけれども、そういうふうなことになっていました。長瀬の町内業者が一つの管理会社があれば、まとめられてできるのではないかというふうなところもあるのですけれども、そういうのは考慮しないです。みんな何々、指名業者はどこどこ、本店、本店ということであります。いろんな面で、この辺の工務店にしましても、工務店、本店ということが入札に関しては出ていますけれども、実際には本店即支店もろともという業者さんがほとんどだと思うのです。

この本店というのは、結局入札するための総務部門みたいなところを、こういうふうに言うようになっているのですが、最近、入札等をする業者名は、大抵どこどこ本店という名称がみんな使われています。長瀬町内の建設事業者にしても、みんな、本店、本店ということであります。ですから、こういうふうな面で、実際には社長もろとも1人で、1人でというか、数人でやっている工務店や何かに関しても、みんな本店という名前で出てきているのです。これはどういうふうな指名するのですか。本店として指名するのですか。それとも工務店として、どこどこ有限会社何々というふうな感じで指名するのですか。それ業者に本店というのは、これは会社名ではないですよ、多分、本店、支店の名前のところか。と思うのですけれども、どうなのですか。いわゆる入札部門というのか、設計部門というのか、工事直接でないところと思われるのですが、みんな、この本店扱いで入札指名をするのですか。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員の再々質問についてお答えいたします。

最後にありました本店というものについては、名簿登録上の名称といいますか、支店でなければ、全て本店ということで名称自体が登録されております。なので、おっしゃっていただいたような個人経営だとか、家族経営でやっていらっしゃる工務店も含めて、支店でなければ、基本的には本店というのがつくようなルールになっております。

指名の際に、本店だけ選んでいるかというのと、そうではないです。あくまでも登録されている業者の本店と支店があれば、それぞれで登録はされているのですが、それぞれが持っているランクが、案件ごとの指名基準に合致しているかどうかというので選定をしております。ですので、公民館トイレを例に挙げていただいておりますが、新井議員も少しおっしゃっていましたが、技術的にできるかどうかというのももちろんあるのですが、監理をできる技術者というか、現場監督ができるような方がいるかどうかというの

も、その業者のランクになってきますので、そういった部分も含めて施工可能な業者を選定して、落札者に行っているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

○7番（大島瑠美子君） 7番、大島瑠美子です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 質問します。閉鎖中の観光トイレについて、産業観光課長、お願いします。

瀬月荘入り口の観光トイレは利用できない状態ですが、ほかのトイレを利用してほしいと書いてある案内は地図が分かりづらく、初めて訪れる方が理解することができないと思います。今後の対応と、このトイレの利用再開について伺います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在閉鎖中の瀬月荘入り口の観光トイレにつきましては、平成5年に建設されたもので、設置から27年が経過し、施設の老朽化に伴いまして、令和3年4月1日より閉鎖しているものでございます。この観光トイレが閉鎖中である旨の説明書きと、最寄りの岩畳観光トイレへの案内図をトイレの入り口付近に掲示させていただいておりましたが、初めて訪れる方には、地図が分かりづらいとのご指摘をいただきましたので、すぐに担当職員に指示をいたしまして、地図に矢印等を追記するなど、現在は分かりやすい案内図に貼り替えております。

次に、この観光トイレの利用再開についてのご質問でございますが、施設の老朽化に伴いまして、水道の漏水や配管の詰まりなどの故障が頻繁に発生していることや、このトイレの周辺には岩畳観光トイレをはじめ、彩の国観光トイレが設置されており、公衆トイレの中で利用頻度が最も低いことなどから、このまま閉鎖する方向で考えております。

今後につきましては、施設を撤去するのか、トイレ以外の目的で使用するのか、観光協会や商工会等の意見を伺いながら最終的な判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） もう少し前向きな答弁聞きたかったのですけれども、平成5年から、27年間トイレがたちました。ですから、使えませんが、自分のうちだってトイレ二十何年間、50年間も使っているところもあるとは思いますが。それを考えますと、人間というのは飲めばうんちが出るのです。子供がおしっこしたいと言ってから、あそこまで100メートルあるから待ってて、我慢してということって、すごく難しいのです。それで、優しい観光地、観光長瀬、優しいのだよというのだったら、人間の生理現象に対応できるようなトイレ、観光地にしてほしいと思います。

そのときに、お金が500万かかろうが、700万かかろうが、いいではないですか、造ってやってあげば。どこへ行ったって、そここのところにうんちとあるよと。長瀬へ行ってごらん、おしっこだけは並ばなくても済むよという観光地にしてほしいと思います。ですから、町に金がないのだったら、観光協会だとか、そ

れから町に金がないからということで、お金がないときには、ないから助けを呼ぶと。話合いだとか何とかというのでもやってもらったほうがいいのです。

それで、今の最後、令和3年4月1日から、随分あそここのところ、観光のどちらかに行ってくださいといって、知っている方はすぐそこに横にあるからというけれども、知らない方は自然の博物館、そこが観光のトイレだということを思いますので、そここのところもよく考えて、優しい観光、口だけで言っているのは駄目なのです。行動も伴って、こここのところにあるよというのがなくては困るので、お金なんかどうにかなると思うのです。予備費を使っても何でもいいではないですか。食べたからおしっこが出るということを考えて、そここのところで漏水とか何かって、すごく難しいことですがけれども、自分のうちだっておトイレが使えなくなった、漏水になったから、ではこれは緊急に頼まなくてはというので、どうにでもしなくてはならないものと。こんなことを言って悪いけれども、野原隆男さんが言うように桜を桜をと言うより、桜よりも大切なものは人間が生きていく上で一番のところですので、そここのところでもう一度前向きなトイレの利用再開について、今度は町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のトイレにつきましてのご質問にお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、あのトイレは非常に年数も経ておりますので、古くなったということで、使い勝手が悪くなっております。その中で、これを再開するか、どうしようかということで、今現在、観光協会と議論をさせていただいておるところでございます。予算のお話も出てまいりましたけれども、予算の云々ではなくて、建物自体が古いということで、そちらのほうに重点を置いての今話合いを進めておるところでございます。予算はかかっても、再開したほうがいいよというのであれば、町といたしましても、そのような方向に行くのではないかと思いますけれども、岩畳のトイレもありますし、それから養浩亭のところにもございますので、そちらがあるからということになりますれば、また廃止ということも考えていかなければと思っておるところでございます。今後どのような形になるか、話合いを進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、町長から答弁いただきまして、ああ、そうかとは思いました。そうですので、このトイレの利用の再開について、やるのもやらないのも、よすのもというのを期限を切ってほしい。今、検討中なのです。今、話合いがまだ観光協会が忙しくて、あまりやっていないのですよねなんていう答弁聞きたくありませんので、これからする、しないというのも3月までには決めて、そして取り壊すとか何とかといたら、今度は新年度の予算に取壊しだとか何とか、あとは再開しますとかということで、そういう言葉を聞きたいのです。

そうでないと、トイレがないというときになったら、そうだよねと、トイレというのは一番必要なことだよねと。余談になりますけれども、幼稚園の子供たちが、先生もうんちをするの、おしっこをするのって、嫌になってしまうよね、そういうことを聞いてくるのだから。先生は神様だからと思っているからなのではないのと同じで、長瀬には、観光地には、トイレは不自由しないほどいいのがありますよということがあるので、もしこれを取りやめにするのでも何でも、最終リミットが3月までにちゃんと方針を出してお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員から3月までにというお話をいただきましたけれども、3月までには結論を出させていただければと思っております。

あの場所をご承知のとおり、木が何というのですか、木陰ですので、葉っぱが大分あの中に入ってしまうということで、結局目詰まりをしてしまうということで、本当に場所はよくなかったというような状況の中で、今日までそのような、今現在使用中止ということになってしまっておるわけでございまして、先々のことを考えてみますと、そのようなことも勘案しながら相談させていただき、3月までにはご回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、町長からお話いただきました。でも、あのトイレが一番最初にできたトイレですよ。随分金もかけているトイレでしたよね。

〔「あそこが一番高い」と言う人あり〕

○7番（大島瑠美子君） 一番高いトイレね。もったいないような気もするのですけれども、今、聞きましたら、そこのところ。でも、あそこのところは本当便利なのです。だって、自動車ですーっと来てトイレの前まで置いて、自動車から降りてすぐにできるトイレだから、一番いいのだよね。そうではなくて、違うほうの観光トイレなんか使おうと思うと、車を置いてから、トイレするのに500円かかるのかいと。駐車料がかかるからということにもなりますし、それからあといろんなことを考えますと、あそこ。だって、よく考えてごらん。第1号というのは一番目立つのです。これをずっと長く続けているということは、大切にやっているから27年間もできているので、やっぱり私なんかメンテナンスがいいのだよねとか何とかということもできるので、すぐに諦めるのではなくてということもあるので、ぜひ私の希望とすれば、第1号ですので、できたら第1号、これだけまだもっているのだよと鼻高々で、ここのところをこういうふうに言いたいではないですか。ということをおっしゃっていただきまして、第2の質問に行きたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、2に行きます。公民館の図書の利用促進について、教育長にお願いします。最近ではスマートフォンで読書する人が増えつつありますが、コロナ禍の影響で図書館離れがより進んだと思います。中央公民館では、今後図書システムを導入するほか、蔵書を増やす予定とのことですので、紙の本の利用者が増えるような図書室にしてもらいたいです。このことについて町の考えを伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

現在は、読書といいましても、本そのものを読むだけでなく、電子書籍としてパソコンやスマートフォンで読むという方法も普及しておりますので、その人に合った方法で本を読むという行為をする時代になりました。

教育委員会といたしましては、中央公民館図書室パワーアップ事業としまして、外出自粛が続く中で読書により在宅時間を充実させるために、図書の購入と図書システムを導入して蔵書を整理し、図書の貸出しがスムーズにできるよう、9月議会にて補正予算を承認いただきました。現在、システムの導入と蔵書登録をする準備を進めているところです。

図書システム導入によるメリットといたしましては、1つ目は、新規購入した図書の蔵書登録がスムーズにできるため、購入後の貸出しまでの期間を短縮することができる。2つ目、蔵書本と利用者カードをバーコードにより管理することで、貸出手続の時間短縮ができることや、借りたい本の貸出状況がすぐに

確認できる。3つ目、セルフ貸出返却機能を活用することで、職員と直接対面せずに貸出し、返却ができることなどが挙げられます。また、補正した予算で購入する図書は、保育園、幼稚園やふれ愛ベース長瀬からの要望や、公民館でのリクエスト本、地元作家の本など、借りたいと思える本を中心に購入し、貸出しをしていく予定であります。整備ができましたら、公民館だよりやホームページなどで周知を図ってまいります。このように、議員のおっしゃるような本ベースで読書をしたいという方には、これから、ますます便利になっていくのではないかと考えております。

なお、コロナ禍においても、図書の貸出数は従来と変わらない状況であります。今後は引き続き蔵書の整理を進めるとともに、利用が増えるような図書室になるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、何だか隔世の感がある答弁でした、私にとっては。要するに本というのは、親子で読んだりだとか、その本について食事しながらこうだと。あのときは、おばあちゃんだとかお母さんなんかも、その本は読んだよとかという話ができるのですけれども、今、スマートフォンからいかにして図書、本を読むということから、紙にすれば、家族で話題ができるのです。うちの娘なんかも何をやっているのかと思ったら、スマートフォンで漫画を読んでいるのだよね。おいおい、何だよということになるのですけれども、それがどの漫画を読んでいるか分からないから、話合いができないわけ。だけれども、違うほうで、年が分かってしまうけれども、「巨人の星」だとか、それからプロサッカーのそういうののをする、親子の会話というのもあるしするから、私なんかが思っていることについては、本を紹介して会話が多くなってということをすごく考えているのです。

それからあとは、私はいつも秩父市立図書館まで行っています。それで、返本するのは、図書の夜5時以降とか何とかという、そこに返本してくださいというので、夜中でも何でも行ってしていただけるのですけれども、ああいうところと、こっちの中央公民館のような人数が少ないところというのですけれども、バーコードとか何とかというので難しくしないで、借りる人とあの人が、おはようございますとか、今日は暑いねとかと言われるような、そういう人間の、密になってはいけなくていいけれども、密の話合いとか、言葉の力というのをすごく信じていますので、そのところを今聞いたときにも、あれ、バーコード、時間の短縮。おいおい、何で、あのくらいしか人数がいなくて、こんなことを言っても悪いですけれども、図書を借りる人数がいなくて、こんなことまでもしなくてはいけなかなと思うのですけれども、バーコードとか何とかというのには、老人だとか50歳以上の方はこれは何かなというので、やっぱり難しくなってくると利用が少なくなるわけ。

昨日、私は実を言うと、黒沢先生の本を買いましたので、山里という本を買ったので、セブンイレブンでお金を入れようと思ったら、分からないと。定員さんと呼んでも、よく分からないと。では、いいよ、いいよ、今日はすぐその埼玉りそなで送るから、それでいいですよという話で帰ってきたのですけれども、あまり機械、機械というとなんか難しくなってあれなのですけれども、バーコードは私なんかでも使えるようなことなのではないでしょうか、もう一度聞きます。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

いきなりバーコードなんて話しましたので、何だいという話に受け取ってしまわれたのかなと思いますけれども、要するに本を管理するのに一番簡単な方法なのです。それで、利用者の皆さんにはバーコード

は特に必要ありません。バーコードを知らなくても、本は借りられますから。そして、中央公民館の蔵書数を御覧になっていただくと、数も少ないし、図書室も薄暗いし、利用がしづらいという、それが一番だと思うのです。ですから、その前提として、本をスムーズに貸したり借りたりできるような方法が、この方法なのです。ですから、利用者の皆さんは、公民館に来ていただいてカードを出していただければ、すぐに自分の希望の本があるかないかが問合せできます。公民館になれば、ほかの図書館にあるかもしれません。そうしたらば、熊谷図書館にあれば、1週間もしないうちに熊谷図書館から本を借りてきて、中央公民館で読めるようにいたします。そういうようなことですから、使い勝手はよくなりますので、あまりバーコードのことは考えないでください。以上。

そして、本はやっぱり親子で寝る前に読む、小さい子がこれが後々になって随分参考になるのです。私も、あまり読めないようなおばあさんに、絵本をいっぱい見せてもらいました。それが、今役に立っているのではないか。そして、ぜひ今の子供たちにも大いに本を読んでもらう。でも、やっぱりスマホを持ってしまうのです。ですけれども、中央公民館では、本を大いに貸出しできるような環境を今整備しておりますので、ぜひご利用をいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 教育長の答弁を聞いて、幾らかいいのかなと思っています。ですけれども、スマホというのは本当に、スマホからいかにしてお母さんたちが距離を取らせるかということも、すごく大切なことだと思いますので、ぜひ教育長さんいろいろな校長会とか何かのときにも、スマホから距離を離すようにということをご指導願いたいと思います。

次に、3番に行きます。町長にすみません。生理の貧困者に対する援助についてお願いします。コロナ禍にあって、いわゆる生理の貧困に苦しむ人に対する援助が広がりつつあります。実際に県内でも、生理用品を配布した自治体が多数あるようですが、一時的な配布にとどまっているのが現状です。

そこで、当町では、この問題をどのように捉えているのか伺います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用や就労への影響から、経済的な理由等により、生理用品の購入が困難な状態にあるいわゆる生理の貧困、そちらが生じて社会問題となっており、生理用品を無償配布するなどの自治体による支援が広がっております。長瀨町においても、埼玉県から防災備蓄品の提供を受け、健康福祉課、小中学校及び社会福祉協議会に配布し、配布をしております。

今後は新型コロナウイルス感染症の第6波が懸念されるところでございますので、他市町村の状況を踏まえ、どのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。

なお、生理の貧困をはじめとする貧困問題については、長引くコロナ禍における経済的な問題だけではなく、様々な課題があると考えております。自立支援関係機関などと連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 生理の貧困というと、ここにいるのは女が3人しかいないのです。あと、みんな全部男の人だから、何やっているのかなと思うけれども、生理というのはすごく大変なのです。大体22日

周期から35日周期までいっぱいあるのですけれども、その中の回数というのがすごく大変で、今、生理用品も高いのです。それだけども、それを今度は行政や何かが出しゃばり出てって、では学校に頼みましょう、社会福祉協議会でやりましょうという、学校なんか絶対に置いたって、いじめの対象になってしまうのです。あの子は行政で配ったやつのパットを使っているのだよとかといういじめの対象になるので、すごく町長、難しいことは知っているのです。難しいから、ここに今一般質問を出したわけなのですけれども。

要するに、生理というのは回数が、変な話だけれども、みんな聞いてね。生理というのは、自然と汚れた血が出ているのが普通なのだけれども、血が出て、置いておくと臭ってくるの。だから、あまりな長時間もお尻のところにくっつけておくわけにいかないの。そうだから、そのところをよく考えてしてやらなくてはかわいそうだという。昔は土俵に上がるのも、女だから汚ないから土俵に上がってはいけないとか、すごい偏見を言ったけれども、男も偉いかもしれないのだよ、お金をちゃんと稼いでくるのだから。だけれども、女だって今はそういうことがあるので。

だけれども、要するに今コロナ禍で一番割を食っているのは女性なのです。だから、いろいろ母子家庭とか何かというのは、お金がないということは、生理用品も買うのが少なくなるわけですので、そのところをどうにかしてやりたいと思うのです。ですから、このところはどういうふうにやったらいいか。町長を先頭にして、教育次長もいるし、私もいるし、それから健康福祉課長もいますので、いろいろどういふふうにやったら一番無難で生理用品でというのを、体のためがあるのということなので、そのところ、会議でも何でもするというふうな方向でやっていただけるかどうか、あと1回お願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

実は、12月26日に保健センターで社協が主催になりますけれども、カレーパーティーというのを実施する予定で、今現在話合いが進んでおるところでございます。これにつきましては、貧困家庭を対象としたフードバンク、そうしたものが長瀬町では実施していないということで、県社協ですとか、県の日赤支部のほうから、何かするようにという町に要望ございまして、そこで社協が赤十字奉仕団のほうにお願いをして、材料は県のほうから調達していただけるということでございますけれども、カレーを作って、そういう方、そういう方と言ったらおかしいですね。皆さんに呼びかけて、カレーを食べていただきましょうという、そうした事業をしようというお話の中で、県から頂いた生理用品を社協も備蓄しているわけでございますけれども、そのときにこれをお配りしましょうということで、今現在進めておるようでございます。議員おっしゃるとおり、なかなかそのときになってもらいにいくというのですか、それは勇気が要ることだと思っております。ですので、そうした中でお配りさせていただきたいということで、今回、そのような話を今進めておるというお話を伺っています。

また、町といたしましても、防災備蓄の中にはこれが入っておりません。今後、想定されるであろう災害の中で、そうしたものもしっかりとこれからは備蓄させていただきたい。貧困家庭だけではなくて、そうしたときにすぐ必要になるわけでございますので。余談ですけれども、大島議員や私はもう関係ないと思いますが。ということで、しかしながらしっかりとそうしたものも備蓄させていただきたいと思っておるところでございます。

貧困家庭に対しての対応ということで、健康福祉課のほうでもしっかりとそれにつきましては、健康福祉課は女性がたくさんおりますので、自分のことと捉えてしっかりとやっていただいておりますので、今

後も皆さんが路頭に迷うことのないように、しっかりと事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、12月26日、カレーパーティーをするといういいことを聞きました。本当によかったと思います。これがだんだん突き進みまして、子ども食堂だとか何とかのほうに広がっていけばいいなと思います。女ですので、女だからというわけではないですけども、そういう小まめなところに目をやって、そしていろいろな人のためにお役に立つようにということでやってほしいと思いますし、私もやりたいと思います。口が少しおしゃべりだからということで、いつでも総攻撃に遭うわけなのですけども、皆さんが幸せで、健康で、豊かなという生活ができるようにという長瀬町にするように望んでいますので、ぜひご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 以上で、通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第36号から議案第46号までの11件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,360万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を35億1,562万1,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））につきましてご説明いたします。

令和3年11月26日の閣議決定において、政府の補正予算案が決定され、高校生までの子供1人当たり10万円相当の給付のうち、5万円の現金給付については迅速に支給することとされ、中学生以下については年内に支給を開始するため、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和3年11月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、4,360万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を35億1,562万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正でございます。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金の補正額4,360万3,000円は、今回の給付金について全額国庫補助金を充てることとなっているため、増額するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額4,360万3,000円ですが、子供1人当たり5万円を給付するため、第18節負担金補助及び交付金に4,140万円を計上しております。そのほか、給付の事務に必要な経費として、システム改修や通知の郵送等に係る経費を計上しております。

以上で、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） またマスク、すみません、取らせていただきます。

○議長（板谷定美君） どうぞ。

○5番（村田徹也君） それでは、ちょっと疑問な点がありますので、質問させていただきます。

この11月26日に政府決定した内容についてというふうなことだと思いますが、何点か。まず、18歳未満ということですよね。これは中学生以下でよろしいわけですか。18歳未満全てになるのか、ちょっと聞き洩らしたので。

あと、多分これは国のほうで2回に分けてというふうなことで、まだ正式に決まっていないうなところもありますが、クーポン券でとか商品券でとか、それを半分5万円分とか、そんな話も出ているようで、

まず現金の5万円ということですよ。これは、例えば大阪市でも騒いでいましたが、昨日のニュースだと5万円、5万円。年が改まってすぐ5万円で、10万円を払うよとか松井市長が言っていましたが、それだとその5万円分は国から出ないと。それでは配れない、申し訳ないけれども、そんなふうなテレビニュースでやっていました。ネット上では、群馬県の太田市では10万円を配るということで。ただ、これもどうなるか分からない。自分の持ち出しかどうか分からないのですが、インターネット上では、太田市では10万円を配布するというふうなことで出ていたのです。

要するに、この町では5万円をやるためにということですよ。いや、独自にうちも先行して、5万円は商品券ではなくて5万円やろうというふうなつもりはないのかどうか。特にこの件につきましては、7月に参議院選があるのですが、どうも6月頃までにと政府のほうで言っているのです。6月、選挙の前までにクーポン券だかそんなのを配るとするのは、私は個人的におかしいと思うのです。だから、そうではなくて、町で独自にそういうことはやろうということがあるのかどうか。または、それは政府に当たってみたけれども、駄目だったとか、何らかの。

具体的な質問なのですが、まず児童手当のところに振り込むという場合には、もう分かっているわけだから、子育て世帯等臨時特別支援事業システム改修業務委託料というのですが、このシステムを改修する必要があるのかどうかということ。これはどういうふうに改修するのかと。改修しなくてもできるのではないのかと、素人考えです。

それから、もう1個、委託料の電算処理業務委託料というのがあるのですが、この電算処理について庁舎内でできれば、60万円浮きますよね。これが不可能で、国から下りてくるものだから、こういう業者委託しなければできないのだということなのかどうか。

さらに、所得制限が幾らだったかな。年収が960万円とか、そんな額だったと思うのですが、これは矛盾が生じていて、仮に世帯主なら世帯主が960万円以上だったと。そうすると出ないわけです。ところが、夫婦共働きでどっちかが900万取っていると。どちららも900万取っていると。そうすると、世帯としての収入が1,800万円です。その人には出るという、そんなことで、おかしいのではないと思うのですが、これはそのところどうなっているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、対象者でございますが、今回専決いたしましたのは、国が予備費で措置いたしました5万円の先行分ということでございます。これにつきましては、令和3年9月に児童手当本則給付といいますけれども、特例給付、所得の高い方を除く支給対象児童。それと、9月30日時点で高校生、平成15年4月2日から18年4月1日生まれで、この本則給付に該当する所得を持っている同等未満の方に対して出る。それと、今後4年3月31日までに出生した児童手当の本則給付の支給対象事業という方を対象として、今回5万円分を計上いたしました。ですから、特例給付、所得の大きい方以外は全て今回計上しております。

次に、2回に分けて支給するという国の方針で今進めております。2回目分の予算については、現在国会で審議中でございます。これについては、国の国会の審議状況を見ながら対応をしていきたいと思っております。

なお、現在、国のほうで現金で給付できるという基準が、12月3日に示された段階では、6月までにクーポン券を準備できない場合に限り現金を認めるというふうなものだったのですが、この頃の国の答弁を

見ていますと、もう少し緩くなるのではないかと思っているのですけれども、ただ昨日の総理の答弁においても地方自治体と決めていきたいというような答弁で、はっきりしたことはまだ分かっておりません。

それと、今回の支給でございますが、昨日対象者の方に、児童手当のとりあえず現行先行は中学生以下の方でございますので、その方に対しては昨日手続の通知を行いました。ただし、児童手当をもらっている方については、申請が不要でございます。プッシュ型という形になるのですが、申請が不要の場合は辞退の申出という待つ期間を設けなければならないということになっておりますので、それを12月17日に設定しております。そこで辞退の申出がなければ、12月27日、振り込む予定で進めておるところでございます。

それから、システム改修委託料につきましては、システムを改修しないとなかなかできないということですので、これは全ての地方自治体のほうで行うと思います。また、委託料につきましても、申請書ですとかいろいろなもののアウトソーシング、そういうものが必要になります。当然10分の10で来ますので、それらの経費については、国に出していただくという形で予算を見積もっておるところでございます。

また、年収の関係につきましては、これについては町が決めるというものではございません。今、国会でも多分児童手当の見直しという形で問題になってくると思いますので、その経緯を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今答弁ありました電算処理業務委託料については、通信費も含まれているということによろしいわけですね。それは違うのですか。

〔「通信運搬費」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） そうか、これは通信運搬費だから違いますよね。やっぱり、それでは電算処理は業者委託しないとできないという、ひもがくっついてきているということで考えてよろしいわけですか。

それから、今回の4,140万円には入っていないのですけれども、高校生以上については、また新たに国のほうから来るという考えでいいわけですか。この総額を5万円で割ってみたら、長瀬町内でいくと828人と私はなったのです。ところが、多分中学生以下ということになると、これより人数少なくなると思うのですけれども、実際それでは何人が該当するのかということ。

あと、やっぱりもう一度、なぜ電算処理を業者委託しなければならないのか。こういうことだからと具体的に分かればいいのですが、私が考えるには職員さんがやってもできる児童手当のシステムがあるのだから、できるのではないのかなと思うのですが、それは無理なのだよということであれば、それを示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 4,140万円の中身でございますが、今回642人、中学生以下、それと高校生186人分、先行給付分の高校生分も見込んだ数字でございます。5万円で割った828人分を予算計上しております。

ただし、現行の人数よりは、足りなくなると困りますので、少し多めに見込んでいるのと、先ほど言った4年3月31日出生分までは対象になりますので、その人数も加味した形で少し多めに計上させていただいております。

それから、委託の関係ですけれども、例えばコピー機を町のコピーを使えば、それを補助金の対象に区分できるのかというところがあります。通常使っているやつで何枚がこの交付金の事務費で使ったのか。それは当然案分できないので、補助金来ないですね。その分だとしっかり区分するためには、10分の10国から来ますので、その辺のところはしっかり国のほうの費用を使わせていただいて処理するというほうが正しいかなと思っております。

この後、非課税世帯の交付金もあるのです。それもうちの課でやるという形になってまいります。人数は当然増えませんので、その中でやるには、やはりアウトソーシングをしてやらないと時間もかかります。それと、職員の負担もかなり大きくなるというものもありますので、この辺については国から補助金10分の10出ますので、それをうまく活用して効率的に事務を進めていきたいというものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ここで言ってもどうにもならないことだと思うのですが、今の状況でいけば、2回目の商品券だかクーポン券になると、国の予算が967億円かかるというふうなことになったら、それでやるしかない。いや、うちは商品券ではなくて、まだそこまで分からないと。国会が決まっていなところだから、分からないかもしれないけれども、現金で。多分、現金給付でやれば、3分の1ぐらいの予算で済むわけなのです。だけれども、それは考えていないということかどうか。国の指示に従ってやるのかどうか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

それこそ国全体が、今、現金給付でというような自治体の声が高いようでございます。多分そちらが通るのではないかなと拝察しているところでございます。その中で現金給付でもよいということになれば、当然長瀬町も現金給付でやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第37号 長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第37号 長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

今回の改正は、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定及び令和3年9月1日に施行されたデジタル庁設置法の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人情報の提供に関する条例に所要の改正が生じたため、字句の修正等を行うものでございます。

内容につきましては参考資料として配布させていただきました議案第37号、新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条の改正内容でございますが、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、マイナンバー法が改正されたことで、同法第2条第14項に規定するマイナンバーを活用した情報提供の仕組みである情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更となったことで改正するものでございます。

あわせて、マイナンバー法第19条の改正により、特定個人情報を提供できる場合として、従業員と本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とすることが、新たに同条第4号として追加されたことに伴い、現行の同条第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がることになりました。これに伴い、長瀬町個人情報保護条例第30条の2で引用している規定に号ずれが生じるため、改正するものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。第2条の改正内容でございますが、第1条でご説明のとおり、マイナンバー法第19条の号ずれに伴い、長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条及び第5条第1項で引用している規定にも号ずれが生じるため、改正するものでございます。

議案書に戻っていただき、附則でございますが、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号 長瀬町個人情報保護条例及び長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第38号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第38号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の主な改正内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、未就学時に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により改正内容をご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第2条第3項と第4項は課税額の改正でございますが、法令の字句の修正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

1ページ下段から2ページにかけて、第5条の2の改正は、第23条第2項の新設に伴い、引用条文の項ずれを改めるものでございます。

次に、中段の第6条と第13条の改正は、法令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、3ページ上段の第23条の改正は、国民健康保険税の減額について、法令の改正に伴い改めるものでございますが、第1項の低所得世帯に係る保険税の軽減判定所得基準と軽減額は、従前のおり変更ありません。

少しページが飛びますが、6ページの第23条第2項は、法令の改正に伴い、未就学時の均等割額の減額について規定を新設するもので、減額の割合は5割でございます。また、保険税軽減世帯に属する未就学児については、7割、5割、2割軽減後の均等割額を5割減額するものでございます。

次に、7ページ中段の第23条の2は、法律の改正に伴い、引用条文の項ずれを改め、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、8ページ上段の附則第2項から最後の14ページ、附則第14条にかけての改正は、法律の改正等に伴い、引用条文の項ずれを改めるものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、2ページ目を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の減額措置として、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、改正後の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、お聞きします。

未就学児童の世帯は何世帯ぐらいあるか、分かったら教えてください。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

未就学児の人数でございますが、現在の課税状況を基に、来年の4月1日現在で6歳未満の子供が来年度対象となりますので、その子供の人数でございますが、全部で14人でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 説明を受けたのですけれども、6ページと7ページにわたっているところ、23条の第2項になるのですか。（1）のほうが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税云々というやつですよ。ね。（2）のほうが、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金のということになっていますよね。そうすると、後期高齢者の場合の世帯でも、未就学児1人につきというのが該当するのかなど、ちょっと。ただ、場合によってはあるかもしれないのだけれども、一応うたっておくということを出ているのですか。そこが分からないので、お願いします。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、後期高齢者支援金でございますので、後期高齢者に移行された方は別ですけれども、未就学児について課税額と、それから後期高齢者支援金の均等割額について2分の1にするということでありまして、介護分もあるのですが、そちらは40歳から65歳ということで対象となっておりますので、この2つが国保世帯の未就学児については対象となってくるということでございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、施行されたことに伴い、国の基準に準じた改正を行うものでございます。

内容としましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所

等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定、または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するほか、国基準に準じた改正を行うものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第5条第2項から第6項までを削る改正、1ページから2ページにかけてでございますが、新設いたします第54条が内容を包括したものであることから、削るものでございます。

次に、3ページ、第38条第2項を削る改正につきましても、第54条新設に伴い削るものでございます。

次に、第42条は4ページにかけてでございますが、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保について、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とすることができるよう改めるものでございます。

第43条、4ページでございますが、今回の改正に合わせ条文の整理を行うものでございます。

第54条、5ページから7ページでございますが、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続に関係するもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的記録、いわゆるハードディスクに保存する、それから電磁的方法、電子メール等ですね、そういうものについても可能とする規定を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、多分私は知らないのですが、保育園とか認定こども園とか、そんなようなので、例えば公立小中学校等で指導要録みたいなものがある、何年間保存しなければならないというふうな規定があるのだけれども、そういうものについて、これでは要するに電子・磁気的なもので保存することが可能だということで、紙面での保存は要らないというか、なくてもいいのだと、そういうことを指しているわけですね。

では、これはちなみに教育長に質問しますが、学校教育現場ではそういうことはまだここへ出ていないから、ないわけですね、についてお伺いします。まず、課長に。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今まで書類で保存していたものを、ハードディスク等でデータとして保存することも可能、必ずやれというわけではなくて、可能とするという規定をつけたということでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会では、特に話題には上っていませんし、指示等もございません。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、施行されたことにより、国の基準に準じた改正を行うものでございます。

内容としましては、家庭的保育事業者等による連携施設の基準の緩和及び家庭的保育事業者等の業務負担の軽減を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成保存等について、電磁的な対応を認めることとするほか、国基準に準じた改正を行うものでございます。

なお、家庭的保育事業等に該当する施設は町内にございません。また、町内外の施設を利用している乳幼児もおりません。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。第7条第1項、1ページでございますが、次ページ、

第4項の改正により規定ぶりを合わせるものがございます。

2ページ、第7条第4項でございますが、家庭的保育事業者等は、卒園する児童に対して保育が提供されるよう、連携施設を確保する必要がありますが、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とすることができるよう改めるものがございます。

第5項は、第4項の改正を受け、規定ぶりを合わせるもの、また児童福祉法との整合性を図るため、改めるものがございます。

第38条は、3ページにかけてでございますが、保護者の疾患等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の利用は、現在でも可能でございますが、可能であることを明確化するよう改めるものがございます。

第50条でございますが、家庭的保育事業者等の業務負担の軽減を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする規定を追加するものがございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものがございます。

以上で、議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 長瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第41号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第41号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第41号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

令和4年1月1日より、産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること及び社会保障審議会医療保険部会の議論の整備において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたため、条例改正をするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が訂正箇所でございます。第7条、出産育児一時金でございますが、40万4,000円を40万8,000円に改めるものでございます。

次に、改正条例を御覧いただき、附則でございます。施行期日につきましては、この条例は、令和4年1月1日から施行するものとなります。

また、経過措置としまして、この条例の施行期日前に出産した被保険者に係る長瀬町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 国民健康保険条例の一部を改正する条例、見たのですけれども、出産育児一時金というので、出産する方については、現行どおり42万円くれるというわけですね。それで、下のほうに、規則で定めるところに、これに3万円を上限として加算するものとするというのは、42万円に加算してくれるというわけ。そうではなくて、そこがよく分からないから教えてください。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えします。

今回改正する40万4,000円を40万8,000円にする部分でございますが、こちらにつきましては、まず総額で42万円という部分につきましては、こちらは保険契約を結んでいる医療機関で出産をした場合は、42万円の金額になるようにするというものでございまして、改正する部分につきましては、その保険に入っていない部分の医療機関で出産があった場合の金額でございます。なので、ほぼほぼの出産につきましては、満額42万円という形で支給になるというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） そうしますと、ちゃんとした契約している医療機関ということになってくると、お産婆さんと何かというので、家庭で産む人というのがいるではないですか。それはこっちに該当するというわけ、40万8,000円のほうに。そうなのですか、教えてください。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員の再質問にお答えします。

まず、42万円の支給対象になるものにつきましては、こちらは健康保険法施行令の中で指定されておりまして、当該病院、診療所、助産所、その他のものによる医学的管理の下における出産において、特定出産事項が発生した場合において、当該出生した者の療育に係る経済的負担の軽減に係るための補償金の支払いに要する費用の支出、今回言った保険金の部分の支払いをちゃんと締結しているところでやった場合は、42万円になるというふうなことでございます。

議員がおっしゃったのが、一般個人のところがどうかということですが、そこについては、そこが助産所的なものがちゃんと保険に入っているかどうかということが問題になりますので、出産する場所によって違うというふうなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,292万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出

の総額を35億7,854万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回6,292万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を35億7,854万3,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正のうち、主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の補正額652万円は、障害者自立支援給付費や障害児入所給付費等の増額に伴う増でございます。

第2目衛生費国庫負担金の補正額697万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用のうち、医療機関への接種委託に要する費用について増額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額1,145万9,000円は、中小企業等に対する支援などを実施するため、地方創生臨時交付金を増額するものです。

第2目民生費国庫補助金の補正額8万8,000円は、世代間交流センター「ひのくち館」の修繕に対する国庫補助金を増額するものです。

第3目衛生費国庫補助金の補正額899万1,000円ですが、当初予算に計上しております健康管理システム改修に対する国庫補助25万6,000円と、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用に対する国庫補助金873万5,000円を増額するものでございます。

第3項国庫委託金、第2目民生費国庫委託金の補正額32万8,000円は、国民年金システムの改修に係る国庫委託金を増額するものです。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金の補正額326万円は、障害者自立支援給付費や障害児入所給付費等の増額に伴う増でございます。

1つ飛ばしまして、第18款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金の補正額100万円は、新型コロナウイルス対策費等への活用のための費用として寄附をいただいたことによる増額でございます。

第2目総務費寄附金の補正額2,398万1,000円は、ふるさと納税制度による寄附金が当初予算額を上回る見込みとなったため、増額するものでございます。

第4目衛生費寄附金の補正額20万4,000円は、健康づくりの支援のための費用として寄附をいただいたことによる増額でございます。

続きまして、歳出の補正について主なものをご説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額4万7,000円は、特別職の報酬改定に向けた検討を行うため、審議会委員の報酬及び費用弁償について増額するものでございます。

第4目財政調整基金費の補正額マイナス747万円は、歳出に対する歳入の不足額について、基金への積立金を減額するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費の補正額1,244万7,000円は、ふるさと納税の増加分から返礼品等に係る

費用を除いた額を積み立てるため、増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費の補正額1,153万4,000円は、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品等に係る費用を増額するものです。

第2目新型コロナウイルス感染症対策費の補正額1,145万9,000円ですが、3つの事業の増額と1つの事業の減額を合わせた金額となっております。

まず、第17節備品購入費52万8,000円は、災害発生時の分散避難を進めるため、長瀬地区コミュニティ消防センターにエアコンを設置するものです。

次に、第18節負担金補助及び交付金の説明欄3行目、観光活性化支援事業補助金マイナス1,500万円ですが、6月補正予算でお認めいただきました冬のイベント開催に対する補助金1,500万円について、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、開催を見送ることいたしました。そのため、全額を減額するものでございます。

その1つ上、観光客受入れ環境整備事業補助金922万円は、観光協会が行う無線放送設備やライブカメラの設置、着地型旅行予約サイトの構築など、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客の受入れ環境整備に対して補助を行うものでございます。

さらに、もう一つ上、中小企業等持続化給付金（第2回）1,669万5,000円は、新型コロナウイルスの経済的な影響が長期化していることを踏まえて、国の持続化給付金を受けた法人、個人事業主に対し、町独自の給付金を支給するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額1,381万6,000円ですが、第10節需用費26万6,000円は、世代間交流センター「ひのくち館」の浄化槽に故障が発生しているため修繕するものです。

節を1つ飛ばしまして、第14節工事請負費52万8,000円は、高齢者障がい者いきいきセンターの床の長尺シートが剥がれてきており、危険性があることから補修工事を行うものでございます。

第18節負担金補助及び交付金1,302万円は、障害者自立支援や障害児入所等に関する給付費が当初予算を上回る見込みとなったため、増額するものです。

第5目介護保険費の補正額200万円は、介護保険特別会計における介護給付費が当初予算を上回る見込みとなったため、所定の割合により増額するものです。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額152万9,000円ですが、第12節委託料130万9,000円は、児童手当システムの改修を行うものです。

次のページ、12ページ、13ページを御覧ください。第18節負担金補助及び交付金22万円は、出生数が当初予算で見込んでいた数を上回る見込みとなったため、子育て支援金を増額するものでございます。

第3項国民年金費、第1目国民年金総務費の補正額32万8,000円は、国民年金法施行規則の改正に伴うシステムの改修を行うものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保険費は飛ばしまして、次の第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額1,591万7,000円ですが、新型コロナワクチンの3回目接種に必要な経費について増額するものです。3月までに接種対象となる約2,300人分の費用を見込んでおります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費の補正額130万円は、井戸農村センターの浄化槽が破損しているため、改修工事を行うものです。

以上で、議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 歳出のほうの11ページの企画費の7の報償費810万2,000円、ふるさと返礼品というのですけれども、これは今は何と何が増えたのですか。返礼品の中身を知りたいのですけれども。前はライン下りの券だとか、大したものではなかったですよ。教えてください。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

返礼品につきましては、昨年度、今年度、担当が力を入れまして種類やパターンを増やしております。今現在で、寄附金額ベースで多くご寄附をいただいている返礼品としましては、夏場になりますが、ちちぶ山ルビーやシャインマスカットといったブドウですとか、あとは豚みその詰め合わせ関係、あとは宿泊施設のチケット、こちらが返礼品として多く出ているものになっております。

また、最近、種類として増えたものとしては、秩父銘仙を使った体験のチケットですとか、そういったものも増やしてきております。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） これを見ると、違うところなんかすごい牛肉とかかかれていますけれども、長瀬はやっぱりせこいのです。そんな感じがしますけれども、それについて町長はどう思います。もっと増やす関係は。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の返礼品についてのご質問でございますけれども、決してせこくはないと思います。長瀬町は、宿泊施設が近年大変人気な施設ができましたので、そういうところに返礼をしていただいたり、またちちぶ山ルビー、シャインマスカット、これは本当に最高級品でございますので、決して他町に見劣りはしないと私は思っております。

以上です。

○7番（大島瑠美子君） はい、分かりました。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大分補正予算が出ているわけなのですが、主に新型コロナの関係が多いような感じがしますが、まず11ページ、支出のほうになりますけれども、18、介護給付費とか訓練等の給付費負担金等、この辺が増えてますよね。実際、介護とかそんなふうなものも含めて、その下にまた27に介護給付費とありますが、要介護とか要支援の要するに認定者数というのですか、これについては2年ぐらい前だと思っておりますが、418人ぐらいだったのです。これ、実際増えてるのかなと。この418人で高齢者に占める割合が16.2%で、埼玉県下で上位から8位になっているわけです。比較的多いというふうなことになっているのですが、さらに介護給付の該当する要介護または支援者数が増えているのかどうか。一応、私が持っている、これは多分企画財政課ではないと思うのですけれども、418以上になっているのかどうか。

それとともに、障害児の通所とか、そんなようなのもここで補正で増えているというふうなことで、これは平成29年なのですから、これは数字がどうこうではありませんよ。身体障害者手帳を出しているといいますが、町内で276人だったのです。療育手帳が62人になっている。精神的なということが33人、

これは平成29年です。この数字が多少増えているのかなどうかというところが分かれば、この数字に対して。で、そういうお金もかかってくるというふうなことかどうか。

あと、今回の中小企業持続化給付金なのですけれども、これは国とは全く別に町独自でということですよ。この場合に、これは分からなくてもいいのですけれども、本当に住民はどこへ行っているのだろうと。これは全然分からないのです。困っている人に行っている、それは構いません。当然そうなのだと思いますが、この1,669万5,000円、これが行くと。これ、商工会にぼんと行ってしまわないですよ。そこのところを聞きたいです。

それから、観光客受入れ環境整備事業補助金922万円あります。ライブカメラを設置したりとか、放送施設をとというふうなことなのですが、これは観光協会へ振って観光協会がやるということですか。ライブカメラというのは、河川については結構いろいろなところにあるわけです。私も幾つも見ています。けれども、ライブカメラについては国交省がやっているのかなと思ったのです。そういうのはないのですか、長瀬には、荒川については。だから、これはどういう目的で、どう設置するのかということ。

それから、その中に含まれていると思いますが、放送施設ということなのですけれども、どのような放送をどういうふうにするのかということが全然分からないので、この費用概算というのですか、922万円かかるのだけれども、例えばライブカメラとか、そんなふうなのを設置したと。その場合に、その維持管理とか、当然そういうものもかかってくると思うのですが、それについての要するに維持費とか、そんなふうなものについてはどうするのかということについて、もう少し細かい説明をお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めのところですが、これについては老人の介護給付ではございません。障害者の部分で、障害者についても、名前がちよっと紛らわしいのですけれども、障害者自立支援の関係の給付の今回費用増ということで増やすものでございます。

なお、高齢者の介護のほうの関係でございますが、今手持ちの資料では、令和3年3月31日の要支援・要介護認定者は449で、前年は448ということでしたので、令和元年度、2年度についてはほぼ同レベルという形になると思います。

続いて、手帳取得者数は今手持ちの資料がございませんので、後でお答えしたいと思います。

私は、以上2点でよろしかったでしょうか。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の中小企業等持続化給付金の第2回についてご説明申し上げます。

今回、持続化給付金の第2回を交付するわけですが、第1回が、前回は国の持続化給付金の交付決定を受けた事業者に対して、法人へは20万円、それから個人へは10万円を一律で給付しております。ですが、今回につきましては1,669万5,000円を給付するわけですが、前回は上限額の10%に相当する金額だったのです。例えば、法人ですと200万円、それから個人ですと100万円の国の持続化給付金を受けている方が多かったものですから、その10%に当たる20万円と10万円を給付いたしました。今回は、それより予算額が500万円下がっておりますので、パーセントも7%に相当する額を給付いたします。ですから、法人の方で上限額の200万円の給付を受けた方は14万円、それから個人事業主の方で100万円の給付を受けた方は7万円の給付を第2回で行う予定でございます。

給付の方法ですが、第1回もそうだったのですが、個人の口座に振り込むような形を取らせていただきたいと考えております。

それから次に、もう一つ、観光客の受入れ環境の整備事業補助金の中のライブカメラと無線放送設備の関係でございますが、この無線放送設備とライブカメラにつきましては、設置場所が見晴から宝登山神社のロータリーまで、こちらに3基。場所としては、岩畳に近い見晴の周辺と長瀬駅前周辺、それから先ほど言った宝登山神社ロータリー周辺に3か所、それと上長瀬方面に1基。これも上長瀬駅前周辺に1基ということで予定されております。

放送設備につきましても、先ほど申しあげました見晴から宝登山神社ロータリー付近に約6基設置いたします。これは、小さなスピーカーです。ですから、あまり防災行政無線のように大きなものと、うるさいというような苦情も聞きかねませんので、小さなスピーカーを数つけるということになります。先ほど言った見晴から宝登山神社のロータリーまでに6基をつけまして、あと上長瀬駅付近に2基。これは、1か所に2つずつつけるような形になりますので、掛ける2ということで、スピーカーについては16基つける予定となっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 課長のほうでちょっと落としたかなと思うのですが、その後の維持管理費、それから国交省のほうでよく川のほうについてはライブカメラというのをやっているところが多いのです。それについて、長瀬ではまず設置がないわけです。

使用目的は、観光協会であれば、観光に寄与するような形で使用したいということなのですか。それとも、例えば災害等も、当然ライブカメラの場合には使われているわけですね、本来。本来といいますが、多分国交省でやっているのはそういう形なのだと思うのです。上野村なんかで魚釣りの人のために、今日の川の具合なんていうので映しているのもあるわけです。あれは漁協でやっているのだから、実際国交省でやっているのだから分からないのですが、当町の荒川の長瀬町区域にはそれがいいのかないのか。それと、今の使用目的ということについて、あと維持費についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

国交省のカメラについては、今、長瀬には設置されていないと思っております。かなり前になるのですが、NHKがライブカメラを長瀬に設置したことがあるのですが、岩畳であったり、宝登山の山頂のほうであったりということがあったのですが、それも今は設置されておられません。

この事業を実施する目的でございますが、長瀬町を訪れる観光客により安心安全に観光を楽しんでいただくため、無線放送設備とライブカメラを設置し、定期的に人流を監視するとともに、新型コロナウイルスの感染予防に関する注意喚起を行うものでございます。また、ライブ映像の配信や放送設備を利用し、イベントや花の情報等を周知することにより、長瀬を訪れている観光客の滞在時間が延長でき、観光事業者の売上げの向上につながることを期待できます。そうした目的で設置するものでございます。

費用負担でございますが、この事業は長瀬町観光協会が事業主体でございますので、設置後の維持管理費や運営費については、観光協会の負担となります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後に1点だけ。

先ほど触れませんでしたですが、観光活性化支援事業補助金1,500万円マイナス、これはこの当初予算が出たときも私は反対をしました。いいのですが、これがなくなったということは、私の意見はここには表れているかなという気がするのですが、ただし今コロナ禍でマイナスという状況にあって中止と。昨年、光の長瀬をやったときは、コロナが膨大に増えていたときだったということで、あれをあそこで、もう過去のことは言ってもしょうがないのですけれども、あそこで実施したと。さらに、大分少なくなってきたところでやめたということで、ちょっと一貫性がないなというふうなことがありますので、これは質問を含めてかもしれませんが、状況判断をしっかりとさせていただきたいということで、伺えたら伺いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

観光活性化支援事業補助金のマイナスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける観光事業を活性化するため、6月の補正予算でお認めいただきましたが、昨年度実施した光の長瀬に代わる冬のイベントを実施する予定で準備を進めておりましたが、8月に入り新型コロナウイルス感染症が急拡大したことを受け、毎日のように過去最高、過去最高というようなテレビ報道がされた時期でございます。それを受けまして、実施協力団体であります観光協会と商工会の役員の皆様と協議した結果、誘客を伴うイベントの開催は困難との結論に至り、イベントの開催を見送ったものでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 先ほどの村田議員のご質問の回答が漏れておりました手帳の取得者数でございますが、現在の手帳の取得者数を申し上げます。

身体237、療育63、精神45。以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時45分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第43号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,614万9,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第43号 令和3年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,614万9,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。歳入歳出の款項別の補正額については、御覧のとおりとするものでございます。内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

歳入につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金320万、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金80万、第3款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金432万、第4款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金200万、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金200万円でございますが、歳出、保険給付費の増額補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8ページ、9ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第2目地域密着型介護サービス給付費1,500万円、同じく第4目居宅介護福祉用具購入費20万、第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第3目介護予防福祉用具購入費20万、同じく第4目介護予防住宅改修費60万円でございますが、それぞれ利用が増加し、費用が不足する見込みであることから増額するものでございます。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金368万円の減でございますが、保険給付費の増額による一般財源の保険料相当額に充てるため、基金積立金を減額するもの

でございます。

以上で、議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、議案第44号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億1,037万6,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第44号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,037万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。補正予算書の6、7ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から支払われる10万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、被保険者に保険料を還付するため、10万6,000円の増額をするものでございます。

以上で、議案第44号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、議案第45号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第45号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

提案理由は、町長が先ほど申しあげましたとおりでございます。

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

規約の変更内容についてご説明申し上げます。参考資料として配付させていただきました新旧対照表を御覧ください。左が現行、右が改正案となっております。別表第1、第3条関係は、組合を組織する地方

公共団体を規定しており、また別表第2の第4条関係は、組合の共同処理する事務を規定しています。そのうち、第4条第1号は常勤職員に対する退職手当に関する事務で、それぞれ組合市町村の欄中、「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、この規約の施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第15、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員である中畝健一氏の任期が令和4年3月31日で満了となります。つきましては、引き続き中畝氏を候補者として法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（板谷定美君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第17、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の一部改正案など、11件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、成人式典を年明けの1月9日曜日に、長瀬中学校体育館を会場に開催いたします。今回、長瀬町で成人を迎える対象の皆さんは78名でございます。また、新型コロナウイルスへの感染対策を講じての開催となりますので、ご来賓等の人数を縮小して開催いたします。議会からは議長に代表として出席いただきますので、ご了承ください。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、今年も余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛をいただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

令和3年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 3月 2日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 原 隆 男

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二